

信用事業業務検定試験
試験問題と解説

信用事業基礎



系統信用事業の人材育成機関



試験問題編



平成26年10月4日実施

〈第35回〉

信用事業基礎

[問1] マネーストックに関する記述について、誤っているものを1つ選びなさい。

- (1) マネーストックは、景気がよく、企業や個人の経済活動が活発なときは、お金の受け払いも多くなることから伸び率が高くなるという傾向がある。
- (2) マネーストックは基本的に、個人が保有する預貯金を除き、金融機関と中央政府および一般法人、地方公共団体などが保有する通貨残高である。
- (3) マネーストックの指標には、対象金融機関と通貨や、どの範囲の預金を含めるかで、M1、M2、M3、広義流動性の4つがある。

[問2] 金利に関する記述について、誤っているものを1つ選びなさい。

- (1) 金利には、実務上の取扱いとして長期・短期の区別があり、貸借の期間が3年未満のものを短期金利、3年以上のものを長期金利という。
- (2) 現在、預貯金金利は金融自由化政策により自由化され、当座預貯金を除いて金融機関が自由に預貯金金利を定めてよいことになっている。
- (3) 利回りとは、一般には投下資本とその果実(利息など)との関係をいい、たとえば、100万円を3年間資金運用した結果、その収益が12,000円であった場合の年利回りは0.4%である。

[問3] 事務処理の基本である「事務処理の5原則」とは何か、組み合わせとして正しいものを1つ選びなさい。

- (1) 正確性の原則・機密保持の原則・現物主義の原則・確認主義の原則・個人責任主義の原則
- (2) 正確性の原則・機密保持の原則・確認主義の原則・検証主義の原則・個人責任主義の原則
- (3) 現物主義の原則・確認主義の原則・検証主義の原則・記録主義の原則・個人責任主義の原則

[問4] 損傷紙幣の引換基準に関する記述について、誤っているものを1つ選びなさい。

- (1) 紙幣の表裏両面がそろっていて、券面の3分の2以上残っている場合は、額面価格の全額で引換える。
- (2) 券面の5分の2以上3分の2未満が残っている場合は、額面価格の半額で引換える。
- (3) 同一の銀行券の紙片が2枚以上あり、各紙片を張り合わせてある場合は、各紙片を合計した残存面積により引換えることはできない。

[問5] 貯金口座の新規開設において、犯罪収益移転防止法における「取引時確認」事項①から③について、正しいものはいくつあるか、(1)から(3)の中から1つ選びなさい。

- ① 「本人特定事項」として、個人の場合は氏名・住居・生年月日を、法人の場合は名称・本店または主たる事務所の所在地を公的書類により確認する。
- ② 個人の場合は、本人特定事項の確認および取引を行う目的、職業、勤務先を確認する。
- ③ 法人の場合は、本人特定事項の確認および取引を行う目的、事業の内容、実質的支配者の有無と実質的支配者がいる場合は、その者の本人特定事項を確認する。

- (1) 1つ
- (2) 2つ
- (3) 3つ

[問6] 法定後見制度における成年被後見人等の審判に関する記述について、誤っているものを1つ選びなさい。

- (1) 成年被後見人とは、「精神上の障害により事理を弁識する能力を欠く常況にある者」として家庭裁判所から後見開始の審判を受けた者をいう。
- (2) 被保佐人とは、「精神上の障害により事理を弁識する能力が著しく不十分な者」として家庭裁判所から保佐開始の審判を受けた者をいう。
- (3) 被補助人とは、「精神上の障害により事理を弁識する能力がやや不十分な者」として家庭裁判所から後見開始の審判を受けた者をいう。

[問7] 貯金の受入れと払戻しに関する記述について、正しいものを1つ選びなさい。

- (1) 貯金払戻時の印鑑照合は、貯金規定において「払戻請求書に使用された印影を届出の印鑑と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて取扱いましたうえは、当組合は責任を負いません」と定めている。
- (2) 貯金として受入れできるのは、貯金規定により「現金のほか手形、小切手、配当金領収証その他の証券」と定められている。
- (3) 貯金成立時点は、現金による店頭入金の場合は、担当職員が現金を確認受領し、貯金通帳に入金記帳した時、振込入金の場合は、当組合が仕向銀行から振込電文を受信した時である。

[問 8] 盗難カードによる A T M での払戻被害に対する貯金者保護に関する記述について、誤っているものを 1 つ選びなさい。

- (1) 本人が暗証をキャッシュカード上に書き記していた場合は、貯金者の「重過失」として被害額は補償されない。
- (2) 生年月日、自宅の住所・地番・電話番号、自動車のナンバーなどを暗証にして、かつキャッシュカードをそれらの暗証を推測させる書類等(運転免許証、健康保険証、パスポートなど)とともに携行・保管していた場合は、貯金者の「重過失」として被害額は補償されない。
- (3) 暗証を容易に第三者が認知できるような形でメモに書き記し、かつキャッシュカードとともに携行・保管していた場合は、貯金者の「過失」として被害額の 4 分の 3 が補償される。

[問 9] 普通貯金無利息型(決済用)に関する記述について、誤っているものを 1 つ選びなさい。

- (1) 普通貯金無利息型(決済用)は、貯金保険制度で定める決済用貯金として全額保護される。
- (2) 普通貯金無利息型(決済用)は、利息が付かない貯金である。
- (3) 普通貯金無利息型(決済用)は、自動引き落とし等決済サービスに使うことができない貯金である。

[問 10] 貯蓄貯金に関する記述について、誤っているものを 1 つ選びなさい。

- (1) 貯蓄貯金の受入れ先は、個人限定であり、法人は受入れることができない。
- (2) 給与・年金・配当金等の自動振込および公共料金の支払い等、継続的な自動振替はできない。
- (3) 貯蓄貯金は、キャッシュカードを発行することができない。

[問 11] 総合口座の商品内容に関する記述①から③について、正しいものはいくつあるか、(1)から(3)の中から 1 つ選びなさい。

- ① 貸越しが伴う総合口座利用者は、成年者(個人)に限られ 1 人 1 口座であり、定期貯金は普通貯金と同一名義とし自動継続扱いとする。
- ② 貸越しの限度額は、定期貯金残高の 90% とする。
- ③ 定期貯金が複数ある場合には、利率の高い順に質権が設定され、貸越しの返済は貸越利率の低いものから先に返済に充当される。

- (1) 1 つ
- (2) 2 つ
- (3) 3 つ

[問 12] スーパー定期貯金の商品内容に関する記述①から③について、誤っているものはいくつあるか、(1)から(3)の中から1つ選びなさい。

- ① 単利型の受入れ先は、法人・個人で、複利型の受入れ先は、個人のみである。
- ② 単利型・複利型とも期間2年以上のものについては、中間利払いがあるのが一般的である。
- ③ 複利型の期間3年以上については、利息の計算は1年複利である。

- (1) 1つ
- (2) 2つ
- (3) 3つ

[問 13] 変動金利定期貯金の商品内容に関する記述について、誤っているものを1つ選びなさい。

- (1) 預入期間は変動制を生かすため1年・2年・3年の定型方式とし、利率は預入後6か月ごとに金融情勢に応じて変更する。
- (2) 利率の設定方法としては、預入時には店頭表示金利を適用し、預入日から6か月ごとに基準指標の金利にプレミアム利率を上乗せする方法が一般的であり、プレミアム利率は6か月ごとに見直される。
- (3) 単利型については6か月ごとに中間利払いを行うが、複利型は満期日に利息を一括して支払う。

[問 14] 定期積金の商品内容に関する記述について、誤っているものを1つ選びなさい。

- (1) 定期積金は、一定期間、一定金額を定期的に掛金の払込みを受け、満期日に約束の給付金を支払うもので、給付契約金と掛金総額との差額を給付補てん金という。
- (2) 払込日より遅れて入金があったときは、遅れた日数に応じて満期日を繰り延べるか、組合所定の延滞利息を満期日に徴収する。
- (3) 払込日より前に入金があったときは、先掛日数に応じて満期日を繰り上げるか、利回りに応じた先掛割引金を支払う。

[問 15] 非課税貯蓄制度に関する記述について、誤っているものを1つ選んでください。

- (1) 障害者等の少額貯蓄非課税制度(マル優)および障害者等の少額公債非課税制度(マル特)は、遺族基礎年金を受給している妻も対象となり、2つの非課税制度を利用すると元本合計700万円までの非課税貯蓄を保有することができる。
- (2) 少額投資非課税制度(NISA)は、年間100万円まで株式配当金や株式・投資信託の売却益等が非課税となり、保有期間は最長5年間であるので非課税投資総額は最大500万円まで利用することができる。
- (3) 直系尊属から教育資金の一括贈与を受けた場合の贈与税の非課税措置は、両親や祖父母等から子・孫等に教育資金を一括贈与する場合に、子・孫ごとに1,000万円まで非課税となる。

[問 16] 財形貯蓄非課税制度に関する記述①から③について、誤っているものはいくつあるか、(1)から(3)の中から1つ選びなさい。

- ① 一般財形は、契約者の年齢が60歳未満で、積立期間は3年以上、預入限度額の制限はなく、積立目的は自由である。
- ② 財形年金は、契約者の年齢が55歳未満の勤労者で、積立期間は5年以上、払戻しは60歳以降、年金の支払期間は5年から20年である。
- ③ 財形住宅は、契約者の年齢が55歳未満の勤労者で、積立期間は5年以上、財形年金とあわせて合計元本500万円まで利子は非課税である。

- (1) 1つ
- (2) 2つ
- (3) 3つ

[問 17] 手形法に規定されている約束手形の必要的記載事項(手形要件)の組み合わせとして、正しいものを1つ選びなさい。

- (1) 約束手形文句・手形金額・満期(支払期日)・振出日・受取人・振出人の署名
- (2) 約束手形文句・手形金額・満期(支払期日)・支払地・振出日・振出人の署名
- (3) 約束手形文句・手形金額・支払約束文句・満期(支払期日)・支払地・受取人・振出日・振出地・振出人の署名

[問 18] 小切手に関する記述について、誤っているものを1つ選びなさい。

- (1) 一般線引小切手を特定線引小切手にはできるが、特定線引小切手を一般線引小切手に変更する場合は、線引の抹消箇所に届出印による訂正が必要である。
- (2) 小切手の支払呈示期間は、振出日を含めて11日間であるが、当座勘定規定において「小切手が支払いのため呈示された場合には、当座勘定から支払います」と規定しているので、呈示期間を経過した小切手も支払うことができる。
- (3) 線引にすると、線引小切手の支払人である金融機関は、自己の取引先か他の金融機関にしか支払いができず、線引小切手の受入れ先は自己の取引先か他の金融機関に限定されている。

[問 19] 小切手の要件に関する記述について、誤っているものを1つ選びなさい。

- (1) 小切手文句は、小切手であることを示す文句で、統一小切手用紙の表題と、支払委託文句の中の2箇所に印刷されている。
- (2) 統一小切手用紙には支払金融機関の住所が、支払地として印刷されている。
- (3) 小切手金額を所定欄に記入する際、小切手用法では、金額の訂正はしない、算用数字を使用する場合は間違いのないよう、丁寧に手書きで記入する。

[問 20] 手形交換所規則に関する記述①から③について、正しいものはいくつあるか、(1)から(3)の中から1つ選びなさい。

- ① 不渡事由が「資金不足」の場合は、第1号不渡届を提出し、不渡事由が「裏書不備」の場合は、0号不渡事由に該当するので不渡届を出す必要はない。
- ② 資金不足等により不渡報告に掲載された者は、1年以内に再度不渡届が提出されたときは「取引停止処分」となる。
- ③ 取引停止処分者とは、交換所加盟金融機関は、以後3年間はその者と当座勘定取引と貸出取引（債権保全のための貸出を除く）を行うことができない。

- (1) 1つ
- (2) 2つ
- (3) 3つ

[問 21] 金融機関における決済業務の重要性に関する記述について、誤っているものを1つ選びなさい。

- (1) 決済業務は、多様化する利用者のニーズに応え、結びつきを強化し、かつコンピュータ利用の進歩と相まって拡大していく業務であること。
- (2) 決済業務は、低コストのフロー資金を吸収でき、かつ手数料収入も確保できるので、金融機関の収益改善に大きく貢献すること。
- (3) 決済業務は、資金の流れを明確にとらえることはできないが、情報の宝庫であるからこれを活用して業務を拡大できること。

[問 22] 全国銀行内国為替制度における為替業務の種類とその取扱いについて、誤っているものを1つ選びなさい。

- (1) 金融機関が取扱う為替の種類は、振込・送金・代金取立の3種類と定めている。
- (2) 振込の取扱い方式には、テレ為替、MTデータ伝送または新ファイル転送および文書為替の4方式がある。
- (3) 代金取立は、手形の支払期日までの日数に余裕があったり、支払場所が遠隔地で自店の所属する手形交換所では交換取立ができないものを取扱う。

[問 23] 為替取引の制度と仕組みに関する記述について、誤っているものを1つ選びなさい。

- (1) 農協、信連、信漁連と銀行等との大口内為取引(取引1件あたり1億円以上の内国為替取引(給与振込および賞与振込を除く))の決済は、信連と信漁連が清算参加者として、銀行等との間で即時決済の方法により行っている。
- (2) 系統金融機関相互間の為替取引を系統為替といい、為替決済機関や為替通知の集中処理部門を信連、信漁連、農林中金として、事務処理の基本事項を全国一律とすることにより、系統内部の為替業務が円滑に行われるようになっている。
- (3) 県内通信システムとは、信連と県内の農協、県内農協相互間および信漁連と県内の漁協・水加協間、県内漁協・水加協相互間のデータ通信システムをいう。

[問 24] 「振込」の法律関係に関する記述について、誤っているものを1つ選びなさい。

- (1) 振込依頼人と仕向店の関係は、振込依頼人が仕向店に対して振込資金を提出し、受取人あてに振込を委託するものであることから、民法上の委任契約が成立する。
- (2) 仕向店と被仕向店の関係は、民法上の委任契約の法律関係はなく、両者の間で締結した為替取引契約に基づいて仕向店が被仕向店あてに振込通知を発信しているにすぎない。
- (3) 被仕向店と受取人の関係は、為替契約上の関係はなく、貯金規定において、「為替による振込金を受入れます」という規定に基づいて振込金を貯金口座に入金しているにすぎない。

[問 25] 振込規定(ひな型)に関する記述について、誤っているものを1つ選びなさい。

- (1) 振込依頼書による振込契約の成立時点は、当組合が被仕向店あてに振込通知の電文を発信したときに成立するものと規定している。
- (2) 電信扱いによる振込通知の発信は、窓口営業時間終了間際、振込事務の繁忙日等やむを得ない事由がある場合には、依頼日の翌営業日に振込通知を発信することがあると規定している。
- (3) 取引について依頼人に照会する場合には、振込の依頼にあたって記載・入力された住所・電話番号または振込資金等を振替えた貯金口座について届出のあった住所・電話番号を連絡先とすることと規定している。

[問 26] 振込の取扱方式に関する記述について、誤っているものを1つ選びなさい。

- (1) テレ為替による振込は、為替通知を一件単位で送る手段としてデータ通信システム(全銀システム等)を利用するもので、「当日扱いの振込」と「先日付振込」によって取扱う方式である。
- (2) MTデータ伝送は、磁気テープに記録した複数件の振込明細をまとめてデータ通信システムによって送達する方式である。
- (3) MTデータ伝送は、一括して送受信するため大量のデータ送信に適していることから、文書為替は取扱対象外とされている。

[問 27] 文書為替の取扱いに関する記述について、誤っているものを1つ選びなさい。

- (1) メール振込は、仕向店と被仕向店との間に取引店(振込センター)が介在し、この取引店を通じて振込票を授受する方式で、主として遠隔地間の振込に利用するものである。
- (2) 交換振込は、振込票を手形交換所の文書交換で授受する方式で、主として同一手形交換地域内の振込に利用するものである。
- (3) メール振込の金融機関間の資金決済は、テレ為替の為替種目「付替」で行い、交換振込の金融機関間の資金決済は、テレ為替の為替種目「請求」により行う。

[問 28] 仕向店における振込依頼書の点検項目①から③について、正しいものはいくつあるか、(1)から(3)の中から1つ選びなさい。

- ① 振込依頼書の受取人欄は、正しい受取人名を漢字で記入し、読みにくい漢字名にはフリガナを記入してもらう。
- ② 振込依頼書の依頼人欄は、依頼人名とフリガナ、住所、電話番号を記入してもらう。
- ③ 振込依頼書の振込金額欄は、金額が訂正されていた場合は、振込依頼書の書き直しを依頼するか訂正印を押してもらう。

- (1) 1つ
- (2) 2つ
- (3) 3つ

[問 29] 振込の組戻に関する記述について、誤っているものを1つ選びなさい。

- (1) 組戻の申出は振込依頼人本人からでなければ受付けることができないので、依頼人が自店の取引先でない場合は、振込金組戻依頼書、振込金受取書を提出していただき、振込金組戻依頼書と振込依頼書の筆跡を照合したり、本人確認書類などを呈示してもらって本人であることを確認する。
- (2) 被仕向店は、振込資金が受取人の貯金口座に入金処理済である場合には、振込資金が払戻しされないよう、直ちに入金取消を行い、受取人に組戻の承諾を得たうえで仕向店に資金返却する。
- (3) 組戻依頼を受付けた際に、まだ被仕向店に振込通知を発信していないときは依頼人に振込資金を返却するが、すでに振込通知を発信済であるときは、すぐに被仕向店に対して組戻依頼電文を発信する。

[問 30] 代金取立の対象となる証券類について、誤っているものを1つ選びなさい。

- (1) 金銭債権の取立に条件が付いていたり、特別の手續を要するもので、手形交換による呈示ができない証券類。
- (2) 手形期日まで相当の期間がある約束手形で、金融機関に期日までの保管、期日管理を委託する証券類。
- (3) 自店参加の手形交換所の手形交換や自店内振替で取立ができる小切手。

[問 31] 全国銀行内国為替制度における集中取立の仕組みに関する記述について、誤っているものを1つ選びなさい。

- (1) 委託店は、取立依頼日(発送日)から支払期日までの期間が一定日以上(手形期日の15営業日前が標準)あり、かつ集中取立の対象になる手形を自金融機関の集手センター(委託センター)に送付する。
- (2) 委託センターは、手形期日の7営業日前までに到着するように、同一期日分をまとめて各受託金融機関の集手センター(受託センター)へ送付して取立を委託する。
- (3) 委託店は、手形期日の翌営業日に、依頼人の貯金口座に取立代金を入金するが、取立手形が不渡になる場合もあるので、手形期日の翌営業日中は資金の払出を留保しておくことになっている。

[問 32] 代金取立手形にかかる委託店の受付時の取扱いに関する記述について、誤っているものを1つ選びなさい。

- (1) 代金取立の依頼人は、通常、自店の取引先に限られており、取引先でない者からの取立依頼は原則として受けられないので、取引先でない場合は新規に口座を開設してもらったうえで、取立手形を受付ける。
- (2) 証券類が手形・小切手の場合は、記載要件が具備されているか、また裏書が連続しているかどうかを点検し、受付時に記載要件が漏れているものがあつた場合は、依頼人に補充してもらう。
- (3) 点検手續が完了し、取立手数料を受領した後、手数料の領収証とともに代金取立手形預り証または代金取立通帳を依頼人に交付する。この場合、「預り証」「通帳」には印紙を貼り、所定の箇所を押切印を押印する必要がある。

【問 33】 代金取立手形にかかる受託店の処理①から③について、正しいものはいくつあるか、(1)から(3)の中から1つ選びなさい。

- ① 受託店が委託店から取立手形類と個別取立手形送達状の送付を受けた場合は、内国為替取扱規則では、「受領した封筒」は、手形期日から起算して7日間必ず保管するよう定めている。
- ② 集中取立の場合は、受託店において手形一件ごとの入金報告をする代わりに、受託センターが期日当日の11時までに集中取立手形総括票の金額で委託センターに付替通知を発信して資金を付替える。
- ③ 集中取立の取立手形が不渡になって、期日の翌営業日の手形交換で不渡手形が「取引なし」で返還されてきたときは、受託店は、その日の為替通信時間内に委託店あて不渡理由コード〔1〕を付して不渡通知を発信する。

- (1) 1つ
- (2) 2つ
- (3) 3つ

【問 34】 系統内国為替取扱規則で定める雑為替の金融機関相互間の資金決済方法である通信種目「付替」または「請求」に関する記述について、正しいものを1つ選びなさい。

- (1) 振込や送金の組戻または取消等の資金決済は、仕向店から被仕向店へ「請求」で行う。
- (2) 集中取立において、集中センター(手形センター)相互間での取立代金の資金決済は、受託センターから委託センターへ「付替」で行う。
- (3) 集中取立の不渡手形の代金の決済は、委託店から受託店へ「付替」で行う。

【問 35】 給与振込等の決済業務に関する記述について、誤っているものを1つ選びなさい。

- (1) 国庫金扱いの年金振込は、農林中金の代理人として信連または信漁連が、復代理人として農協または漁協が再委託を受けて国庫金振込事務取扱店舗(国振指定店舗)の年金受給者口座に振込んでいる。
- (2) 民間の給与振込は、被仕向店において振込指定日の午前9時から支払いができるように、指定された受取人の貯金口座に入金しなければならない。
- (3) 公共料金等の口座振替は、貯金者と金融機関および収納機関との間で、それぞれ契約を結ぶことが前提となる。

[問 36] 「融資の 5 原則」(安全性の原則・流動性の原則・収益性の原則・成長性の原則・公共性の原則)の説明のうち、誤っているものを 1 つ選びなさい。

- (1) 成長性の原則・・・融資にあたって、貸出先の成長や発展に貢献するものか否かを見極めることが必要であるとともに、組合自らも成長していく必要がある。
- (2) 流動性の原則・・・融資担当者は、貸出金を早めに回収するため可能な限り短期での貸出を行う必要がある。
- (3) 公共性の原則・・・金融機関は、単に収益を挙げ融資金の回収を確実に行うだけでなく、営業活動を通じて経済社会や、多くの人々の発展・成長と福祉に貢献するという意味で高い公共性を備えるべき企業体である。

[問 37] 組合融資業務の特色に関する記述について、誤っているものを 1 つ選びなさい。

- (1) 組合法では、「組合員の事業又は生活に必要な資金の貸付け」を組合ができる事業の 1 つとして挙げており、組合の融資業務は、組合の管轄する地域に居住する組合員の事業や生活に必要な資金を融資することとし、組合員以外の人に対する員外貸付はできない。
- (2) 組合員主体の融資であること、農・水産物の生産・加工・流通事業の経営形態は、個人経営の占める比率が高いことなどから、個人金融の比重が高く、生活資金(消費者ローン系)と個人事業資金の融資の両方を併せ持っているところに組合融資の特徴がある。
- (3) 組合は信用事業だけでなく、販売・購買・共済・利用事業などの業務を兼営しており、他の金融機関は兼営を禁止されているなかで、農協、漁協だけが認められていることから、組合の融資業務は、組合の経済事業などの他部門との関連が深い内容となっている特色がある。

[問 38] 融資業務の日常的な事務処理において留意しなければならない法律知識について、誤っているものを1つ選びなさい。

- (1) 手形割引の依頼、担保手形の持込において約束手形の場合は、手形法上、手形には受取人名など手形要件を記載しなければならず、手形要件の記載のない手形は無効とされるので、手形の受取に際して、手形要件の記載内容の確認は不可欠である。
- (2) 一般に融資契約の法律上の性質は、金銭消費貸借契約といわれ、その契約の成立要件は、民法の消費貸借の規定に定められており、融資実行時の資金交付は、貸出先が希望する任意の貯金口座に振替入金する方法をとる。
- (3) 契約書類や手形、証券・証券類を作成した場合には、その種類や金額に応じて印紙税を納付(書面に貼付)することが、印紙税法に定められており、契約の種類や契約金額によって税額に大きな差異が生じることがあるので注意が必要である。

[問 39] 融資の種類に関する記述について、誤っているものを1つ選びなさい。

- (1) 普通融資(プロパー融資)は、組合員の事業資金から、日常生活で必要とされる生活資金までの広い範囲にわたる資金需要に応えることができ、融資条件については、農協法、水協法において統一的に決められている基本的な融資である。
- (2) 要綱融資は、一定の範囲(全国、各都道府県など)の組合を対象に、融資対象者の資格、資金使途、融資条件などを統一し、融資方法を定型化した「融資要綱」を系統組織として定め、この要綱に基づいて推進する融資である。
- (3) 制度融資は、農業、漁業の保護や振興という国などの政策的要求に基づいて、法令を定めて財政資金の融資や、系統融資への利子助成が行われる融資である。

[問 40] 証書貸付に関する記述について、誤っているものを1つ選びなさい。

- (1) 証書貸付とは、借入者と組合が金銭消費貸借契約証書を締結して行う貸付方式である。
- (2) 不動産担保をとる場合には、第三者対抗要件として抵当権の設定登記が必要となるが、判例や実務では抵当権の設定よりも資金の交付が遅れても、通常の登記手続に要する程度の日数の範囲内であれば、抵当権は有効であるとされている。
- (3) 元金の返済方法として、元利均等償還は元金部分と利息部分の合計額が一定になる返済方法であるが、返済が進むと、返済額に占める元金の割合が低くなる。

[問 41] 手形貸付に関する記述①から③について、正しいものはいくつあるか、(1)から(3)の中から1つ選びなさい。

- ① 手形貸付は、組合を受取人とし、借入金額を手形金額とする約束手形を借入者が振り出して組合に差入れる形をとる融資方式である。
- ② 借入手続が証書貸付より簡単で、印紙税が証書に比べて安いという利点がある。
- ③ 手形貸付で組合が手形を受取ると、組合は金銭消費貸借に基づく貸付債権と手形債権の2種類の債権を持つことになるが、訴訟においては、手形債権の行使しか認められていない。

- (1) 1つ
- (2) 2つ
- (3) 3つ

[問 42] 手形割引に関する記述について、誤っているものを1つ選びなさい。

- (1) 手形割引とは、組合員が商業行為の代金として受取った約束手形や為替手形を組合に持ち込んで買取りを依頼し、組合が手形金額から支払期日までの利息相当額を差し引いて、買取る取引をいう。
- (2) 手形割引の法的性質は、組合員が割引手形を組合に割引依頼し、組合が承諾することによって成立する委任契約である。
- (3) 割引実行時は、割引依頼人の支払能力や、融通手形の排除として、割引依頼人と振出人、直前の裏書人との関係を精査することが必要である。

[問 43] 系統の統一ローンに関する記述について、誤っているものを1つ選びなさい。

- (1) 系統の統一ローンには、JA統一ローンと漁協統一ローンがあり、漁協統一ローンについては、JA統一ローンの取扱基準に沿った商品であることから、貸出金額、貸出期間などは、ほぼ同一の取扱いである。
- (2) JA統一ローンは、全国標準融資要綱を基準として、各都道府県の信連が中心になり、県内の融資要綱や事務取扱要領、約定書様式などを作成し、各JAはそれらに従って取扱いをしている。
- (3) 漁協統一ローンは、組合員を対象とする漁業信用基金協会の保証によるローンと、主に員外者用に開発された信販会社の(株)ジャックスの保証によるローンがある。

[問 44] 農(漁)業近代化資金に関する記述について、誤っているものを1つ選びなさい。

- (1) 農業近代化資金制度は、農協の系統資金を活用し、農業の資本装備の高度化と経営の近代化を図ることを目的として創設されたもので、漁業関係については、同じ主旨から漁業近代化資金助成法が制定され、漁業近代化資金制度が創設されている。
- (2) この資金の融資機関としては、農(漁)協のほかにも、銀行等も認められており、融資実績としては、銀行等の組合員に対する融資攻勢が強く、系統金融機関とほぼ同等の実績となっている。
- (3) 融資にあたっては、貸出金利と基準金利の差に対して、国と都道府県から2分の1ずつの利子補給が行われる。

[問 45] 融資申込受付時の借入希望者との面談による聴き取り調査に関する記述について、誤っているものを1つ選びなさい。

- (1) 借入希望者の資格・行為能力として、組合員資格、員外貸出先としての要件などを聴き取る。
- (2) 借入希望者の概要として、本籍地、住所、氏名、電話番号、年収、借入状況、信教などを聴き取る。
- (3) 借入希望内容として、資金使途、金額、所要期間、償還方法、担保・保証の提供可否などを聴き取る。

[問 46] 融資申込受付時における個人信用情報の照会に関する記述について、誤っているものを1つ選びなさい。

- (1) 借入申込者が個人の場合に、他の金融機関からの借入状況を個人信用情報機関に照会し、与信判断の参考として利用している。
- (2) 個人信用情報機関に照会する場合は、必ず、事前に申込者本人の同意を得たうえで行わなければならないが、借入申込書に同意文言が記されていない場合には、別の書面上に同意を得てから行う。
- (3) 融資申込を謝絶する場合は、照会によって得た回答内容を申込者本人に丁寧に説明しなければならないが、第三者にその内容を知らせることは禁じられている。

[問 47] 借入申込者の審査における信用調査に関する記述について、誤っているものを1つ選びなさい。

- (1) 信用調査の要点は、借入申込者の実態を把握し、返済意思と返済能力を確認し、事業資金の申込の場合には、事業の収益性と財務体質を把握することである。
- (2) 返済能力については、相手方の将来の「収益力」と、現在保有している資産の「担保力」によって判断するが、担保力は相手方が現在保有している不動産と貯金の資産がどのくらいあるかによって判断する。
- (3) 申込者の実態把握とは、相手方の人物、収入、財産についてできる限り正確にとらえ、相手を十分に理解することである。

[問 48] 融資金の消滅時効に関する記述①から③について、正しいものはいくつあるか、(1)から(3)の中から1つ選びなさい。

- ① 民事債権の消滅時効は10年、商事債権は5年で消滅時効となる。
- ② 手形債権のうち、手形所持人の振出人または引受人に対する請求権は、手形の満期日から3年で時効にかかる。
- ③ 時効の進行を中断させる手段としては、a. 請求、b. 差押、仮差押、または仮処分、c. 承認の3種があり、a. の請求は、債務者に督促状を送付すれば時効が中断される。

- (1) 1つ
- (2) 2つ
- (3) 3つ

[問 49] 期限の利益に関する記述について、誤っているものを1つ選びなさい。

- (1) 期限の利益は、民法では「期限は債務者の利益の為に定めたものと推定する」と規定しており、期限の利益は借主にある。
- (2) 債務者は原則として約定の期限が到来しない限り、弁済を迫られたり、相殺・担保権の実行・強制執行を受けることはない。
- (3) 民法では、債務者が破産手続開始決定を受けても期限未到来の融資の弁済を迫られることはない。

【問 50】 連帯保証に関する記述について、誤っているものを1つ選びなさい。

- (1) 連帯保証は、普通保証の場合と違い「補充性」と「分別の利益」を持った保証である。
- (2) 複数の連帯保証人がいる場合には、債権者はどの連帯保証人にも延滞債権の全額を請求することができる。
- (3) 企業へ融資する際に個人を保証人とする場合には、「経営者以外の第三者の個人連帯保証を求めないことを原則とする融資慣行を確立する。」ことが求められている。

「試験問題解説編」



平成26年10月4日実施

〈第35回〉

目 次

貯 金

貯 金 取 引 の 基 本

問 1	通貨（マネースtock）	22
問 2	金利	23
問 3	事務処理の5原則	23
問 4	損傷紙幣の引換基準	24
問 5	貯金口座開設時の取引時確認	24
問 6	法定後見制度	25
問 7	貯金の受入れと払戻し	25
問 8	偽造・盗難カード貯金者保護法	26

流 動 性 貯 金

問 9	普通貯金無利息型（決済用）	27
問10	貯蓄貯金	27
問11	総合口座	28

定 期 性 貯 金

問12	スーパー定期貯金	29
問13	変動金利定期貯金	29
問14	定期積金	30
問15	非課税貯蓄制度	30
問16	財形貯蓄非課税制度	31

手 形 ・ 小 切 手 ・ 手 形 交 換

問17	約束手形の必要的記載事項（手形要件）	32
問18	小切手の取扱い	32
問19	小切手の要件	33
問20	手形交換所規則・不渡制度	33

為 替

決 済 業 務

問21	決済業務の重要性	34
-----	----------	----

為 替 の 基 本

問22	全国銀行内国為替制度	35
問23	為替取引の制度と仕組み	35
問24	為替取引の法律関係	36

振込・送金

問25	振込規定（ひな型）	37
問26	振込の取扱方式	38
問27	文書為替の取扱い	38
問28	仕向店における振込依頼書の点検項目	39
問29	振込の組戻	39

代金取立

問30	対象となる証券類	40
問31	集中取立の仕組み	41
問32	委託店の取扱い	41
問33	受託店の取扱い	42

雑為替

問34	雑為替	43
-----	-----	----

その他決済業務

問35	給与振込等の決済業務	44
-----	------------	----

融 資

融資業務の基本

問36	融資の5原則	45
問37	組合融資業務の特色	45
問38	日常業務と法律	46
問39	融資の種類	47
問40	証書貸付	48
問41	手形貸付	48
問42	手形割引	49
問43	系統の統一ローン	50
問44	農（漁）業近代化資金	50

融資事務の基本

問45	融資申込の受付	51
問46	個人信用情報の照会方法	52
問47	信用調査	52
問48	融資金の消滅時効	53
問49	期限の利益	53
問50	連帯保証	54

正解と解説

貯金

為替

融資

貯金

● 貯金取引の基本

通貨（マネーストック）

問 1 マネーストックに関する記述について、誤っているものを1つ選びなさい。

- (1) マネーストックは、景気がよく、企業や個人の経済活動が活発なときは、お金の受け払いも多くなることから伸び率が高くなるという傾向がある。
- (2) マネーストックは基本的に、個人が保有する預貯金を除き、金融機関と中央政府および一般法人、地方公共団体などが保有する通貨残高である。
- (3) マネーストックの指標には、対象金融機関と通貨や、どの範囲の預金を含めるかで、M1、M2、M3、広義流動性の4つがある。

正解率 39%

正解 (2)

↳ 解説

- (1) マネーストックは通貨量残高とも呼ばれ、景気がよく、企業や個人の経済活動が活発なときはお金の受け払いも多くなることから、マネーストックの伸び率が高くなるという傾向がある。したがって、(1)は正しい。
- (2) マネーストックは、民間部門から経済全体にお金がどの程度供給されているかを見るのに利用される指標で、金融機関と中央政府を除く、一般法人、個人、地方公共団体などの民間部門が保有する通貨残高を示したものである。したがって、(2)は誤りであり、これが本問の正解である。
- (3) マネーストックの指標には、対象金融機関と通貨や、どの範囲の預金を含めるかで、M1、M2、M3、広義流動性の4つがあり、代表的な指標であるM3は、全預金取扱金融機関の「現金通貨＋預金通貨＋準通貨＋CD（譲渡性預金）」である。したがって、(3)は正しい。

問 2 金利に関する記述について、誤っているものを1つ選びなさい。

- (1) 金利には、実務上の取扱いとして長期・短期の区別があり、貸借の期間が3年未満のものを短期金利、3年以上のものを長期金利という。
- (2) 現在、預貯金金利は金融自由化政策により自由化され、当座預貯金を除いて金融機関が自由に預貯金金利を定めてよいことになっている。
- (3) 利回りとは、一般には投下資本とその果実（利息など）との関係をいい、たとえば、100万円を3年間資金運用した結果、その収益が12,000円であった場合の年利回りは0.4%である。

正解率 46%

正解 (1)



解説

- (1) 金利とは、お金の貸借に際して成立する使用料または貸貸料に相当するものとされており、実務上の取扱いとして貸借の期間が1年未満のものを短期金利、1年以上のものを長期金利という。したがって、(1)は誤りであり、これが本問の正解である。
- (2) 現在、預貯金金利は金融自由化政策により自由化され、当座預貯金（無利息）を除いて金融機関が自由に預貯金金利を定めることができる自由金利となっている。したがって、(2)は正しい。
- (3) 利回りとは、一般には投下資本とその果実（利息、配当金など）との関係をいい、年利回り何%と表示される。

たとえば、100万円を3年間資金運用した結果、その収益が12,000円であった場合の年利回りは、 $12,000 \text{円} \div 3 \text{年} = 0.4\%$ である。したがって、(3)は正しい。

事務処理の5原則

問 3 事務処理の基本である「事務処理の5原則」とは何か、組み合わせとして正しいものを1つ選びなさい。

- (1) 正確性の原則・機密保持の原則・現物主義の原則・確認主義の原則・個人責任主義の原則
- (2) 正確性の原則・機密保持の原則・確認主義の原則・検証主義の原則・個人責任主義の原則
- (3) 現物主義の原則・確認主義の原則・検証主義の原則・記録主義の原則・個人責任主義の原則

正解率 54%

正解 (3)



解説

金融機関は、貯金、融資、為替など営業活動のすべてが事務に始まり事務に終わっている。つまり、金融機関は事務に支えられた企業体であるということが出来る。正確な事務を怠れば苦情トラブルに直結するだけに、堅確な事務処理が信用の土台となる。信用事業に課せられた「事務処理の5原則」とは、現物主義の原則・確認主義の原則・検証主義の原則・記録主義の原則・個人責任主義の原則であり、その内容をしっかりと理解して事務を遂行しなけ

ればならない。したがって、(3)が正しく、これが本問の正解である。

損傷紙幣の引換基準

問 4 損傷紙幣の引換基準に関する記述につ

いて、誤っているものを1つ選びなさい。

- (1) 紙幣の表裏両面がそろっていて、券面の3分の2以上残っている場合は、額面価格の全額で引換える。
- (2) 券面の5分の2以上3分の2未満が残っている場合は、額面価格の半額で引換える。
- (3) 同一の銀行券の紙片が2枚以上あり、各紙片を張り合わせてある場合は、各紙片を合計した残存面積により引換えることはできない。

正解率 46%

正解 (3)

解説

- (1) 紙幣の表裏両面がそろっていて、券面の3分の2以上残っている場合は、額面価格の全額で引換える。したがって、(1)は正しい。
- (2) 券面の5分の2以上3分の2未満が残っている場合は、額面価格の半額で引換える。したがって、(2)は正しい。
- (3) 銀行券の紙片が2以上ある場合において、当該各紙片が同一の銀行券であると認められるときは、当該各紙片の面積を合計した面積をその券面の残存面積として、上記(1)、(2)の基準により全額引換えまたは半額引換えとなる。したがって、(3)は誤りであり、これが本問の正解である。

貯金口座開設時の取引時確認

問 5 貯金口座の新規開設において、犯罪収益移転防止法における「取引時確認」事項①から③について、正しいものはいくつあるか、(1)から(3)の中から1つ選びなさい。

- ① 「本人特定事項」として、個人の場合は氏名・住居・生年月日を、法人の場合は名称・本店または主たる事務所の所在地を公的書類により確認する。
- ② 個人の場合は、本人特定事項の確認および取引を行う目的、職業、勤務先を確認する。
- ③ 法人の場合は、本人特定事項の確認および取引を行う目的、事業の内容、実質的支配者の有無と実質的支配者がいる場合は、その者の本人特定事項を確認する。

- (1) 1つ
- (2) 2つ
- (3) 3つ

正解率 48%

正解 (2)

解説

個人・法人の貯金口座開設時における顧客の確認については、犯罪収益移転防止法に基づいて、「本人特定事項の確認」および「顧客管理事項確認」を行わなければならない。

- ① 「本人特定事項」の確認として、個人の場合は氏名・住居・生年月日を運転免許証等の公的書類により確認する。法人の場合は名称・本店または主たる

事務所の所在地を登記事項証明書等の公的書類により確認する。したがって、①は正しい。

② 個人の場合は、本人特定事項の確認とともに、顧客管理事項の確認として、取引を行う目的および職業を確認する。勤務先の確認は法的確認事項ではない。ただし、実務上は印鑑届のお勤め先欄には記入を依頼することとしている。したがって、②は誤りである。

③ 法人の場合は、本人特定事項の確認とともに、顧客管理事項の確認として、取引を行う目的、事業の内容、実質的支配者の有無を確認し、実質的支配者がいる場合は、その者の本人特定事項を確認する。したがって、③は正しい。

なお、上記のほか、本人なりすまし等、マネー・ローンダリングに利用されるおそれが特に高い「高リスク取引」については、取引の価額が200万円を超える場合には「資産および収入の状況」も確認しなければならない。また、取引の任にあたっている個人が顧客と異なるときは、取引の任にあたっている者（取引担当者）について本人特定事項の確認を個人の場合と同様に確認するとともに、顧客のために取引の任にあたっていると認めた理由について確認する。

以上より、正しいものは①と③の2つであり、(2)が本問の正解である。

法定後見制度

問 6 法定後見制度における成年被後見人等の審判に関する記述について、誤っているもの

のを1つ選びなさい。

- (1) 成年被後見人とは、「精神上の障害により事理を弁識する能力を欠く常況にある者」として家庭裁判所から後見開始の審判を受けた者をいう。
- (2) 被保佐人とは、「精神上の障害により事理を弁識する能力が著しく不十分な者」として家庭裁判所から保佐開始の審判を受けた者をいう。
- (3) 被補助人とは、「精神上の障害により事理を弁識する能力がやや不十分な者」として家庭裁判所から後見開始の審判を受けた者をいう。

正解率 53%

正解 (3)



解説

- (1) 成年被後見人とは、「精神上の障害により事理を弁識する能力を欠く常況にある者」（民法7条）として家庭裁判所から後見開始の審判を受けた者をいう（民法8条）。したがって、(1)は正しい。
- (2) 被保佐人とは、「精神上の障害により事理を弁識する能力が著しく不十分な者」（民法11条）として家庭裁判所から保佐開始の審判を受けた者をいう（民法12条）。したがって、(2)は正しい。
- (3) 被補助人とは、「精神上の障害により事理を弁識する能力が不十分な者」（民法15条）として家庭裁判所から補助開始の審判を受けた者をいう（民法16条）。したがって、(3)は誤りであり、これが本問の正解である。

貯金の受入れと払戻し

問 7 貯金の受入れと払戻しに関する記述について、正しいものを1つ選びなさい。

ついて、正しいものを1つ選びなさい。

- (1) 貯金払戻時の印鑑照合は、貯金規定において「払戻請求書に使用された印影を届出の印鑑と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて取扱いましたうえは、当組合は責任を負いません」と定めている。
- (2) 貯金として受入れできるのは、貯金規定により「現金のほか手形、小切手、配当金領収証その他の証券」と定められている。
- (3) 貯金成立時点は、現金による店頭入金の場合は、担当職員が現金を確認受領し、貯金通帳に入金記帳した時、振込入金の場合は、当組合が仕向銀行から振込電文を受信した時である。

正解率 47%

正解 (1)



解説

- (1) 貯金払戻時の印鑑照合は、貯金規定において「払戻請求書に使用された印影を届出の印鑑と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて取扱いましたうえは、偽造・変造その他の事故があってもそのために生じた損害については、当組合は責任を負いません」と定めている。したがって、(1)は正しく、これが本問の正解である。
- (2) 貯金として受入れできるのは、貯金規定により「現金のほか手形、小切手、配当金領収証その他の証券で直ちに取立のできるもの」と定められている。直ちに取引のできない証券類は貯金への入金ではなく代金取立による取扱い

として受入れることになる。したがって、(2)は誤りである。

- (3) 貯金は要物契約であり、金銭の授受によって成立するものであることから、貯金成立時点は、現金による店頭入金の場合は、担当職員が現金を確認受領した時である。また、振込入金の場合は、貯金者の貯金元帳に入金記帳された時である。したがって、(3)は誤りである。

偽造・盗難カード貯金者保護法

問 8 盗難カードによる ATM での払戻被害に対する貯金者保護に関する記述について、誤っているものを1つ選びなさい。

- (1) 本人が暗証をキャッシュカード上に書き記していた場合は、貯金者の「重過失」として被害額は補償されない。
- (2) 生年月日、自宅の住所・地番・電話番号、自動車のナンバーなどを暗証にして、かつキャッシュカードをそれらの暗証を推測させる書類等（運転免許証、健康保険証、パスポートなど）とともに携行・保管していた場合は、貯金者の「重過失」として被害額は補償されない。
- (3) 暗証を容易に第三者が認知できるような形でメモに書き記し、かつキャッシュカードとともに携行・保管していた場合は、貯金者の「過失」として被害額の4分の3が補償される。

正解率 38%

正解 (2)



解説

- (1) 本人が暗証をキャッシュカード上に書き記していた場合、他人に暗証を知

らせた場合、本人が他人にキャッシュカードを渡した場合は、貯金者の「重過失」に該当するので、被害額は一切補償されない。したがって、(1)は正しい。

- (2) 生年月日、自宅の住所・地番・電話番号、自動車のナンバーなどを暗証にして、かつキャッシュカードをそれらの暗証を推測させる書類等（運転免許証、健康保険証、パスポートなど）とともに携行・保管していた場合は、貯金者の「過失」に該当するので、被害額の4分の3が補償される。したがって、(2)は誤りであり、これが本問の正解である。
- (3) 暗証を容易に第三者が認知できるような形でメモに書き記し、かつキャッシュカードとともに携行・保管していた場合は、貯金者の「過失」に該当するので、被害額の4分の3が補償される。したがって、(3)は正しい。

● 流動性貯金

普通貯金無利息型（決済用）

問 9 普通貯金無利息型（決済用）に関する記述について、誤っているものを1つ選びなさい。

- (1) 普通貯金無利息型（決済用）は、貯金保険制度で定める決済用貯金として全額保護される。
- (2) 普通貯金無利息型（決済用）は、利息が付かない貯金である。
- (3) 普通貯金無利息型（決済用）は、自動引

き落とし等決済サービスに使うことができない貯金である。

正解率 63%

正解 (3)



↳ 解説

- (1) 決済用貯金は、貯金保険制度により全額保護される。普通貯金無利息型（決済用）は、決済用貯金の要件である①利息が付かないこと（無利息）、②いつでも払戻しが請求できること（要求払い）、③自動引き落とし等決済サービスに使うことができること（決済サービスの提供）、の3つを満たしたものをいう。したがって、(1)は正しい。
- (2) 普通貯金無利息型（決済用）は、利息が付かない貯金である。したがって、(2)は正しい。
- (3) 普通貯金無利息型（決済用）は、公共料金を始めとする各種料金やクレジットカード代金などの自動引き落とし等決済サービスに使うことができる貯金である。したがって、(3)は誤りであり、これが本問の正解である。

貯蓄貯金

問 10 貯蓄貯金に関する記述について、誤っているものを1つ選びなさい。

- (1) 貯蓄貯金の受入れ先は、個人限定であり、法人は受入れることができない。
- (2) 給与・年金・配当金等の自動振込および公共料金の支払い等、継続的な自動振替はできない。
- (3) 貯蓄貯金は、キャッシュカードを発行することができない。

正解率 47%

正解 (3)

→ 解説

- (1) 貯蓄貯金の受入れ先は、個人限定であり、法人は受入れることができない貯金である。したがって、(1)は正しい。
- (2) 貯蓄預金はいつでも受入れ・払戻しのできる流動性貯金であるが、決済機能がないので、給与・年金・配当金等の自動振込による入金および公共料金の支払い等、継続的な自動振替はできない。したがって、(2)は正しい。
- (3) 貯蓄貯金も普通貯金と同様に、貯蓄貯金用のキャッシュカードを発行することができる。したがって、(3)は誤りであり、これが本問の正解である。

総 合 口 座

問 11 総合口座の商品内容に関する記述①

から③について、正しいものはいくつあるか、(1)から(3)の中から1つ選びなさい。

- ① 貸越しが伴う総合口座利用者は、成年者(個人)に限られ1人1口座であり、定期貯金は普通貯金と同一名義とし自動継続扱いとする。
- ② 貸越しの限度額は、定期貯金残高の90%とする。
- ③ 定期貯金が複数ある場合には、利率の高い順に質権が設定され、貸越しの返済は貸越利率の低いものから先に返済に充当される。

(1) 1つ

(2) 2つ

(3) 3つ

正解率 33%

正解 (1)

→ 解説

総合口座は、1冊の通帳で「貯める(定期貯金)・使う(普通貯金)・借りる(貸越し)」という3つの機能を一本化して家計の便益を図ることを目的とした口座である。総合口座は他の貯金と異なり、設問のようないくつもの取引要件がある。

- ① 定期貯金をセットした総合口座は、貸越しが伴うので、総合口座利用者は、成年者(個人)とし1人1口座に限られている。また、定期貯金は普通貯金と同一名義とし自動継続扱いとする。したがって、①は正しい。
- ② 総合口座の貸越しの限度額は、定期貯金残高の90%または200万円(各組合の任意)のうち少ない額とするのが一般的である。たとえば、300万円の担保定期貯金がある場合、貸越限度額は90%の270万円ではなく200万円である。したがって、②は誤りである。
- ③ 貸越利率は、一般に定期貯金の利率に0.5%上乗せした金利を設定しており、貸越しの利用は定期貯金が複数ある場合には、利率の低い順に質権が設定され、貸越しの返済は貸越利率の高いものから先に返済に充当される。したがって、③は誤りである。

以上より、正しいものは①の1つであり、(1)が本問の正解である。

● 定期性貯金

スーパー定期貯金

問 12 スーパー定期貯金の商品内容に関する記述①から③について、誤っているものはいくつあるか、(1)から(3)の中から1つ選びなさい。

- ① 単利型の受入れ先は、法人・個人で、複利型の受入れ先は、個人のみである。
- ② 単利型・複利型とも期間2年以上のものについては、中間利払いがあるのが一般的である。
- ③ 複利型の期間3年以上については、利息の計算は1年複利である。

- (1) 1つ
- (2) 2つ
- (3) 3つ

正解率 44%

正解 (2)



↳ 解説

- ① スーパー定期貯金には、単利型と複利型の取扱いがある。単利型の受入れ先は、法人・個人で、複利型の受入れ先は、個人のみである。したがって、①は正しい。
- ② 単利型で期間2年以上のものについては、中間利払いがあるのが一般的であり、複利型は利息を元金に組み入れて利息計算するので中間利払いはない。したがって、②は誤りである。
- ③ 個人限定の複利型は、期間3年以上

については、利息の計算は半年複利で利息を元金に組み入れて利息計算する。したがって、③は誤りである。

以上より、誤っているものは②と③の2つであり、(2)が本問の正解である。

変動金利定期貯金

問 13 変動金利定期貯金の商品内容に関する記述について、誤っているものを1つ選びなさい。

- (1) 預入期間は変動制を生かすため1年・2年・3年の定型方式とし、利率は預入後6か月ごとに金融情勢に応じて変更する。
- (2) 利率の設定方法としては、預入時には店頭表示金利を適用し、預入日から6か月ごとに基準指標の金利にプレミアム利率を上乗せする方法が一般的であり、プレミアム利率は6か月ごとに見直される。
- (3) 単利型については6か月ごとに中間利払いを行うが、複利型は満期日に利息を一括して支払う。

正解率 45%

正解 (2)



↳ 解説

- (1) 変動金利定期貯金の預入期間は、変動制を生かすため1年・2年・3年の定型方式とし、利率は自由金利であるが、預入後6か月ごとに金融情勢に応じて変更する。したがって、(1)は正しい。
- (2) 変動金利定期貯金の利率の設定方法は、預入時には店頭表示金利を適用し、預入日から6か月ごとに基準指標であるスーパー定期貯金または大口定期貯金6か月もの店頭表示金利にプレミア

ム利率を上乗せする方法が一般的である。この基準指標および利率設定方法は満期日まで変えてはならず、プレミアム率は満期日まで同一である。したがって、(2)は誤りであり、これが本問の正解である。

- (3) 変動金利定期貯金の単利型については6か月ごとに中間利払いを行うが、複利型は半年複利で利息計算を行い、満期日に利息を一括して支払う。したがって、(3)は正しい。

定 期 積 金

問 14 定期積金の商品内容に関する記述について、誤っているものを1つ選びなさい。

- (1) 定期積金は、一定期間、一定金額を定期的に掛金の払込みを受け、満期日に約束の給付金を支払うもので、給付契約金と掛金総額との差額を給付補てん金という。
- (2) 払込日より遅れて入金があったときは、遅れた日数に応じて満期日を繰り延べるか、組合所定の延滞利息を満期日に徴収する。
- (3) 払込日より前に入金があったときは、先掛日数に応じて満期日を繰り上げるか、利回りに応じた先掛割引金を支払う。

正解率 55%

正解 (3)

↳ 解 説

- (1) 定期積金は、法律的には給付契約であることから、一定期間、一定金額を定期的に掛金の払込みを受け、組合が満期日に約束した金額（掛金総額プラス利息相当額）の給付契約金を支払う

もので、給付契約金と掛金総額との差額を給付補てん金という。したがって、(1)は正しい。

- (2) 取扱い上の留意点として、払込日より遅れて入金があったときは、遅れた日数に応じて満期日を繰り延べるか、組合所定の延滞利息を満期日に徴収する。したがって、(2)は正しい。
- (3) 取扱い上の留意点として、払込日より前に入金があったとき（先掛けという）は、先掛日数に応じた満期日の繰り上げはなく、利回りに応じた先掛割引金を支払う。したがって、(3)は誤りであり、これが本問の正解である。

非 課 税 貯 蓄 制 度

問 15 非課税貯蓄制度に関する記述について、誤っているものを1つ選んでください。

- (1) 障害者等の少額貯蓄非課税制度（マル優）および障害者等の少額公債非課税制度（マル特）は、遺族基礎年金を受給している妻も対象となり、2つの非課税制度を利用すると元本合計700万円までの非課税貯蓄を保有することができる。
- (2) 少額投資非課税制度（NISA）は、年間100万円まで株式配当金や株式・投資信託の売却益等が非課税となり、保有期間は最大5年間であるので非課税投資総額は最大500万円まで利用することができる。
- (3) 直系尊属から教育資金の一括贈与を受けた場合の贈与税の非課税措置は、両親や祖父母等から子・孫等に教育資金を一括贈与する場合に、子・孫ごとに1,000万円まで非課税となる。

正解率 30%

正解 (3)

↳ 解説

- (1) 障害者等の少額貯蓄非課税制度（マル優）および障害者等の少額公債非課税制度（マル特）は、身体障害者手帳等の交付を受けている者、遺族基礎年金を受給している妻などを対象に、預貯金等について、それぞれ元本 350 万円を限度に利子を非課税とする制度であり、2つの非課税制度を利用すると元本合計 700 万円までの非課税貯蓄を保有することができる。したがって、(1)は正しい。
- (2) 少額投資非課税制度（NISA）は、年間 100 万円まで株式配当金や株式・投資信託の売却益等が非課税となり、保有期間は最長 5 年間であるので非課税投資総額は最大 500 万円まで利用することができる。したがって、(2)は正しい。ただし、NISA を利用しなかった年の非課税投資枠は次年に繰り越すことはできない。
- (3) 直系尊属から教育資金の一括贈与を受けた場合の贈与税の非課税措置は、両親や祖父母等から子・孫等に教育資金を一括贈与する場合に、子・孫ごとに 1,500 万円まで非課税となる。したがって、(3)は誤りであり、これが本問の正解である。

財形貯蓄非課税制度

問 16 財形貯蓄非課税制度に関する記述

①から③について、誤っているものはいく

つあるか、(1)から(3)の中から 1 つ選びなさい。

- ① 一般財形は、契約者の年齢が 60 歳未満で、積立期間は 3 年以上、預入限度額の制限はなく、積立目的は自由である。
- ② 財形年金は、契約者の年齢が 55 歳未満の勤労者で、積立期間は 5 年以上、払戻しは 60 歳以降、年金の支払期間は 5 年から 20 年である。
- ③ 財形住宅は、契約者の年齢が 55 歳未満の勤労者で、積立期間は 5 年以上、財形年金とあわせて合計元本 500 万円まで利子は非課税である。

- (1) 1 つ
(2) 2 つ
(3) 3 つ

正解率 48%

正解 (2)

↳ 解説

- ① 一般財形は、契約者の年齢制限はなく、積立期間は 3 年以上、預入限度額の制限はなく、積立目的は自由である。したがって、①は誤りである。
- ② 財形年金は、契約者の年齢が 55 歳未満の勤労者で、積立期間は 5 年以上、払戻しは 60 歳以降、年金の支払期間は 5 年から 20 年である。したがって、②は正しい。
- ③ 財形住宅は、契約者の年齢が 55 歳未満の勤労者で、積立期間は 5 年以上、払戻しは住宅取得または増改築等のときである。財形住宅は財形年金とあわ

小切手の取扱い

せて合計元本 550 万円まで利子は非課税である。したがって、③は誤りである。

以上より、誤りは①と③の 2 つであり、(2)が本問の正解である。

●手形・小切手・手形交換

約束手形の必要的記載事項 (手形要件)

問 17 手形法に規定されている約束手形の必要的記載事項 (手形要件) の組み合わせとして、正しいものを 1 つ選びなさい。

- (1) 約束手形文句・手形金額・満期 (支払期日)・振出日・受取人・振出人の署名
- (2) 約束手形文句・手形金額・満期 (支払期日)・支払地・振出日・振出人の署名
- (3) 約束手形文句・手形金額・支払約束文句・満期 (支払期日)・支払地・受取人・振出日・振出地・振出人の署名

正解率 41%

正解 (3)

↳ 解説

約束手形が有効に成立するためには、手形法 75 条に基づく必要的記載事項 (手形要件) の記載が必要である。絶対的記載事項ともいう。必要的記載事項は、①約束手形文句、②手形金額、③支払約束文句、④満期 (支払期日)、⑤支払地、⑥受取人、⑦振出日、⑧振出地、⑨振出人の署名、である。統一約束手形用紙では、このうち①、③、⑤は印刷されている。したがって、(3)は正しく、これが本問の正解である。

問 18 小切手に関する記述について、誤っているものを 1 つ選びなさい。

- (1) 一般線引小切手を特定線引小切手にすることはできるが、特定線引小切手を一般線引小切手に変更する場合は、線引の抹消箇所に届出印による訂正が必要である。
- (2) 小切手の支払呈示期間は、振出日を含めて 11 日間であるが、当座勘定規定において「小切手が支払いのため呈示された場合には、当座勘定から支払います」と規定しているので、呈示期間を経過した小切手も支払うことができる。
- (3) 線引にすると、線引小切手の支払人である金融機関は、自己の取引先か他の金融機関にしか支払いができず、線引小切手の受入れ先は自己の取引先か他の金融機関に限定されている。

正解率 37%

正解 (1)

↳ 解説

- (1) 一般線引小切手を特定線引小切手にすることはできるが、特定線引小切手を一般線引小切手に変更することはできない (小切手法 37 条④)。また、線引の抹消や被指定銀行の名称を抹消することはできない (小切手法 37 条⑤)。したがって、(1)は誤りであり、これが本問の正解である。
- (2) 小切手の支払呈示期間は、小切手法上、振出日の翌日から起算して「10 日以内に支払いのために呈示することを要す」と規定されている (小切手法 29 条①)。支払呈示期間は振出日を含めて計

算すると11日間であるが、当座勘定規定において「小切手が支払いのため呈示された場合には、当座勘定から支払います」と規定しているの、呈示期間を経過した小切手も支払うことができる。したがって、(2)は正しい。

- (3) 線引の効力は、線引にすると、一般線引小切手の支払人である金融機関は、自己の取引先か他の金融機関にしか支払うことができない(小切手法38条①)。

また、線引小切手の受入れ先は自己の取引先か他の金融機関に限定されている(小切手法38条③)。したがって、(3)は正しい。

小切手の要件

問 19 小切手の要件に関する記述について、誤っているものを1つ選びなさい。

- (1) 小切手文句は、小切手であることを示す文句で、統一小切手用紙の表題と、支払委託文句の中の2箇所に印刷されている。
- (2) 統一小切手用紙には支払金融機関の住所が、支払地として印刷されている。
- (3) 小切手金額を所定欄に記入する際、小切手用法では、金額の訂正はしない、算用数字を使用する場合は間違いのないよう、丁寧に手書きで記入する。

正解率 59%

正解 (3)

解説

小切手の要件は、小切手法1条に規定されており、必要的記載要件は①小切手文句、②小切手金額、③支払委託文句、④支払人、⑤支払地、⑥振出日、

⑦振出地、⑧振出人の署名、であるが、統一小切手用紙では、このうち①、③、④、⑤、⑦は印刷されている。

- (1) 小切手文句は、小切手であることを示す文句で、統一小切手用紙の表題と、支払委託文句の中の2箇所に印刷されている。したがって、(1)は正しい。
- (2) 統一小切手用紙には支払金融機関の住所が、支払地として印刷されている。したがって、(2)は正しい。
- (3) 小切手金額を所定欄に記入する際、小切手用法では、金額の訂正はしない、算用数字を使用する場合はチェッカーライターを使用するよう定められている。したがって、(3)は誤りであり、これが本問の正解である。

手形交換所規則・不渡制度

問 20 手形交換所規則に関する記述①から③について、正しいものはいくつあるか、(1)から(3)の中から1つ選びなさい。

- ① 不渡事由が「資金不足」の場合は、第1号不渡届を提出し、不渡事由が「裏書不備」の場合は、0号不渡事由に該当するので不渡届を出す必要はない。
- ② 資金不足等により不渡報告に掲載された者は、1年以内に再度不渡届が提出されたときは「取引停止処分」となる。
- ③ 取引停止処分者とは、交換所加盟金融機関は、以後3年間はその者と当座勘定取引と貸出取引(債権保全のための貸出を除く)を行うことができない。

- (1) 1つ

(2) 2つ

(3) 3つ

正解率 45%

正解 (1)



解説

- ① 持帰金融機関と持出金融機関の双方から手形交換所に不渡届を提出しなければならない不渡は、第1号不渡事由と第2号不渡事由である。不渡事由「資金不足」は第1号不渡事由に該当するので、第1号不渡届の提出を要する。また、不渡事由が「裏書不備」の場合は、0号不渡事由に該当するので不渡届を出す必要はない。したがって、①は正しい。
- ② 資金不足等により不渡報告に掲載された者は、6か月以内に再度不渡届が提出されたときは「取引停止処分」となる。したがって、②は誤りである。
- ③ 取引停止処分を受けた者とは、同一交換所の加盟金融機関は、以後2年間はその者と当座勘定取引と貸出取引(債権保全のための貸出を除く)を行うことができない。したがって、③は誤りである。

以上より、正しいものは①の1つであり、(1)が本問の正解である。

為替

決 済 業 務

決 済 業 務 の 重 要 性

問 21 金融機関における決済業務の重要性に関する記述について、誤っているものを1つ選びなさい。

- (1) 決済業務は、多様化する利用者のニーズに応え、結びつきを強化し、かつコンピュータ利用の進歩と相まって拡大していく業務であること。
- (2) 決済業務は、低コストのフロー資金を吸収でき、かつ手数料収入も確保できるので、金融機関の収益改善に大きく貢献すること。
- (3) 決済業務は、資金の流れを明確にとらえることはできないが、情報の宝庫であるからこれを活用して業務を拡大できること。

正解率 77%

正解 (3)



解説

主な決済業務には、為替業務、給与振込、年金振込、口座振替、公金の取扱い、ネットサービス、クレジットカードなどがある。

- (1) 決済業務は、さらに多様化する利用者のニーズに応え、結びつきを強化し、かつコンピュータ利用の進歩と相まって拡大していく業務である。したがって、(1)は正しい。

- (2) 決済業務は、普通貯金など低コストのフロー資金を吸収でき、かつ手数料収入も確保できるので、金融機関の収益改善に大きく貢献する。したがって、(2)は正しい。
- (3) 決済業務は給与振込等自動受取や口座振替等の自動支払を通じて、取引顧客の資金の流れを明確にとらえることができ、情報の宝庫であるからこれを活用して業務を拡大できる。したがって、(3)は誤りであり、これが本問の正解である。

● 為替の基本

全国銀行内国為替制度

問 22 全国銀行内国為替制度における為替業務の種類とその取扱いについて、誤っているものを1つ選びなさい。

- (1) 金融機関が取扱う為替の種類は、振込・送金・代金取立の3種類と定めている。
- (2) 振込の取扱方式には、テレ為替、MTデータ伝送または新ファイル転送および文書為替の4方式がある。
- (3) 代金取立は、手形の支払期日までの日数に余裕があったり、支払場所が遠隔地で自店の所属する手形交換所では交換取立ができないものを取扱う。

正解率 67%

正解 (1)

解説

- (1) 金融機関が取扱う為替の種類は、顧

客からの依頼に基づく振込・送金・代金取立と、為替取引に伴い金融機関間で生ずる資金貸借を双方で確認し、為替貸借の決済額とする意思を示す雑為替の4種類と定めている。したがって、(1)は誤りであり、これが本問の正解である。

- (2) テレ為替は為替通知に全銀データ通信システムのテレ為替機能を利用する方法である。MTデータ伝送は為替通知に全銀データ通信システムの磁気テープデータ伝送機能を利用する方法で、新ファイル転送は全銀センターのサーバーに発信銀行が為替通知をアップロードし、受信銀行がダウンロードすることによって送受信する機能である。文書為替は、為替通知に振込票を用いる方法で送金を急がない場合に利用される。したがって、(2)は正しい。
- (3) 取引先から手形や小切手の取立を依頼された場合に、その手形や小切手が自店の所属する手形交換所で交換取立のできるものであれば、その取引先の貯金口座に入金して、手形や小切手を手形交換にかけて取立てるが、手形の支払期日までの日数に余裕があったり、支払場所が遠隔地で自店の所属する手形交換所では交換取立ができなかったりするものを代金取立として取扱う。したがって、(3)は正しい。

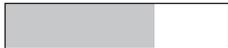
為替取引の制度と仕組み

問 23 為替取引の制度と仕組みに関する記述について、誤っているものを1つ選びなさい。

- (1) 農協、信連、信漁連と銀行等との大口内為取引（取引1件あたり1億円以上の内国為替取引（給与振込および賞与振込を除く）の決済は、信連と信漁連が清算参加者として、銀行等との間で即時決済の方法により行っている。
- (2) 系統金融機関相互間の為替取引を系統為替といい、為替決済機関や為替通知の集中処理部門を信連、信漁連、農林中金として、事務処理の基本事項を全国一律とすることにより、系統内部の為替業務が円滑に行なわれるようになっている。
- (3) 県内通信システムとは、信連と県内の農協、県内農協相互間および信漁連と県内の漁協・水加協間、県内漁協・水加協相互間のデータ通信システムをいう。

正解率 66%

正解 (1)



解説

- (1) 農協、信連、信漁連と銀行等との大口内為取引（取引1件あたり1億円以上の内国為替取引（給与振込および賞与振込を除く）の決済は、清算参加者である農林中金が農協、信連、信漁連から代行決済の委託を受けて、銀行等との間で即時決済の方法により行っている。したがって、(1)は誤りであり、これが本問の正解である。
- (2) 系統金融機関相互間の為替取引を系統為替といい、系統為替は、農協・漁協・水加協、信連・信漁連、農林中金の3段階制の特性を生かして、為替決済機関や為替通知の集中処理部門を信連、信漁連、農林中金として、事務処理の基本事項を全国一律とすることに

より、系統内部の為替業務が円滑に行なわれるようになっている。したがって、(2)は正しい。

- (3) 県内通信システムとは、信連と県内の農協、県内農協相互間および信漁連と県内の漁協・水加協間、県内漁協・水加協相互間のデータ通信システムをいい、通信センターは信連センターと信漁連センターに分かれている。したがって、(3)は正しい。

為替取引の法律関係

問 24 「振込」の法律関係に関する記述について、誤っているものを1つ選びなさい。

- (1) 振込依頼人と仕向店の関係は、振込依頼人が仕向店に対して振込資金を提出し、受取人あてに振込を委託するものであることから、民法上の委任契約が成立する。
- (2) 仕向店と被仕向店の関係は、民法上の委任契約の法律関係はなく、両者の間で締結した為替取引契約に基づいて仕向店が被仕向店あてに振込通知を発信しているにすぎない。
- (3) 被仕向店と受取人の関係は、為替契約上の関係はなく、貯金規定において、「為替による振込金を受入れます」という規定に基づいて振込金を貯金口座に入金しているにすぎない。

正解率 49%

正解 (2)



解説

- (1) 振込依頼人と仕向店の関係は、振込依頼人が仕向店に対して振込資金を提出し、受取人あてに振込を委託するも

のであることから、民法上の委任契約が成立する。委任の内容は、送金の取組み、支払いという法律行為でない事務の委託のため準委任ということになるが、これは委任に関する規定が準用されるので委任と変わらない。したがって、(1)は正しい。

- (2) 仕向店と被仕向店の関係は、両者の間で締結した為替取引契約によって決まり、民法上の委任契約であると同時に事務管理と消費寄託の関係も含まれている。したがって、(2)は誤りであり、これが本問の正解である。
- (3) 被仕向店と受取人の関係は、為替契約上の関係はなく、貯金規定（普通貯金規定第3条1項等）において、「為替による振込金を受入れます」と約定されており振込金が振込通知で指定されている受取人の貯金口座に入金されている。したがって、(3)は正しい。

● 振込・送金

振込規定（ひな型）

問 25 振込規定（ひな型）に関する記述について、誤っているものを1つ選びなさい。

- (1) 振込依頼書による振込契約の成立時点は、当組合が被仕向店あてに振込通知の電文を発信したときに成立するものと規定している。
- (2) 電信扱いによる振込通知の発信は、窓口営業時間終了間際、振込事務の繁忙日等やむを得ない事由がある場合には、依頼日の

翌営業日に振込通知を発信することがあると規定している。

- (3) 取引について依頼人に照会する場合には、振込の依頼にあたって記載・入力された住所・電話番号または振込資金等を振替えた貯金口座について届出のあった住所・電話番号を連絡先とすることと規定している。

正解率 56%

正解 (1)



↳ 解説

- (1) 振込規定3条（振込契約の成立）1項において、「振込依頼書による場合には、振込契約は、当組合が振込の依頼を承諾し振込資金等を受領した時に成立するものとします」と規定している。したがって、(1)は誤りであり、これが本問の正解である。
- (2) 振込規定4条（振込通知の発信）1項、1号において、「電信扱いの場合には、依頼日当日に振込通知を発信します。ただし、窓口営業時間終了間際、振込事務の繁忙日等やむを得ない事由がある場合には、依頼日の翌営業日に振込通知を発信することがあります」と規定している。したがって、(2)は正しい。
- (3) 振込規定9条（通知・照会の連絡先）1項において、「この取引について依頼人に通知・照会する場合には、振込の依頼にあたって記載・入力された住所・電話番号または振込資金等を振替えた貯金口座について届出のあった住所・電話番号を連絡先とします」と規定している。したがって、(3)は正しい。

振込の取扱方式

問 26 振込の取扱方式に関する記述について、誤っているものを1つ選びなさい。

- (1) テレ為替による振込は、為替通知を一件単位で送る手段としてデータ通信システム（全銀システム等）を利用するもので、「当日扱いの振込」と「先日付振込」によって取扱う方式である。
- (2) MT データ伝送は、磁気テープに記録した複数件の振込明細をまとめてデータ通信システムによって送達する方式である。
- (3) MT データ伝送は、一括して送受信するため大量のデータ送信に適していることから、文書為替は取扱対象外とされている。

正解率 59%

正解 (3)

解説

- (1) テレ為替による振込は、為替通知を一件単位で送る手段としてデータ通信システム（全銀システム等）を利用するもので、取組日当日に発信する「当日扱いの振込」と取組日以前にあらかじめ振込通知を発信する「先日付振込」によって取扱う方式の2つがある。したがって、(1)は正しい。
- (2) テレ為替が為替通知を一件単位で送達する方式であるのに対して、MT データ伝送は、磁気テープに記録した複数件の振込明細をまとめてデータ通信システムによって送達する方式である。したがって、(2)は正しい。
- (3) MT データ伝送は、文書為替および先日付振込について利用し、MT データ伝送のデータ種類である「文書為替」

および「先日付振込」によって取扱う。したがって、(3)は誤りであり、これが本問の正解である。

文書為替の取扱い

問 27 文書為替の取扱いに関する記述について、誤っているものを1つ選びなさい。

- (1) メール振込は、仕向店と被仕向店との間に取引店（振込センター）が介在し、この取引店を通じて振込票を授受する方式で、主として遠隔地間の振込に利用するものである。
- (2) 交換振込は、振込票を手形交換所の文書交換で授受する方式で、主として同一手形交換地域内の振込に利用するものである。
- (3) メール振込の金融機関間の資金決済は、テレ為替の為替種目「付替」で行い、交換振込の金融機関間の資金決済は、テレ為替の為替種目「請求」により行う。

正解率 50%

正解 (3)

解説

- (1) 文書為替はメール振込と交換振込に区分され、メール振込は、仕向店と被仕向店との間に取引店（振込センター）が介在し、この取引店を通じて振込票を授受する方式で、主として遠隔地間の振込に利用するものである。このメール振込は、付帯物件付振込および国庫金・公金の振込を取扱の対象としている。したがって、(1)は正しい。
- (2) 交換振込は、振込票を手形交換所の文書交換で授受する方式で、メール振込と同様、付帯物件付振込および国庫金・公金の振込みを対象とし、主とし

て同一手形交換地域内の振込に利用するものである。したがって、(2)は正しい。

- (3) メール振込の金融機関間の資金決済は、被仕向側振込センターから仕向側振込センターへテレ為替の為替種目「請求」で行い、交換振込の金融機関間の資金決済は、文書交換日の翌営業日の「手形交換」により行う。したがって、(3)は誤りであり、これが本問の正解である。

仕向店における振込依頼書の点検項目

問 28 仕向店における振込依頼書の点検項目①から③について、正しいものはいくつあるか、(1)から(3)の中から1つ選びなさい。

- ① 振込依頼書の受取人欄は、正しい受取人名を漢字で記入し、読みにくい漢字名にはフリガナを記入してもらう。
- ② 振込依頼書の依頼人欄は、依頼人名とフリガナ、住所、電話番号を記入してもらう。
- ③ 振込依頼書の振込金額欄は、金額が訂正されていた場合は、振込依頼書の書き直しを依頼するか訂正印を押してもらう。

- (1) 1つ
(2) 2つ
(3) 3つ

正解率 63%

正解 (1)

解説

- ① 振込依頼書の受取人欄は、正しい受

取人名を漢字とフリガナで記入してもらう。個人名は、独特の読み方があるので、常識的な読み方は通用しない場合があるので必ず記入してもらう。したがって、①は誤りである。

- ② 振込依頼書の依頼人欄は、依頼人名とフリガナ、住所、電話番号を記入してもらう。これは後日、被仕向銀行から受取人名相違などにより入金不能等があったとき依頼人に照会する必要があるが生じたり、組戻依頼があったりした際に本人確認のための手段にもなるので、必ず記入してもらう。したがって、②は正しい。

- ③ 振込依頼書の振込金額欄は、ケタ違いや読みにくい数字が記載されていないことを確認する。また、金額の訂正は認められていないので、金額が訂正されていた場合は、振込依頼書の書き直しを依頼する。したがって、③は誤りである。

以上より、正しいものは②の1つであり、(1)が本問の正解である。

振込の組戻

問 29 振込の組戻に関する記述について、誤っているものを1つ選びなさい。

- (1) 組戻の申出は振込依頼人本人からでなければ受付けることができないので、依頼人が自店の取引先でない場合は、振込金組戻依頼書、振込金受取書を提出していただき、振込金組戻依頼書と振込依頼書の筆跡を照合したり、本人確認書類などを呈示してもらって本人であることを確認する。

- (2) 被仕向店は、振込資金が受取人の貯金口

座に入金処理済である場合には、振込資金が払戻しされないよう、直ちに入金取消を行い、受取人に組戻の承諾を得たうえで仕向店に資金返却する。

- (3) 組戻依頼を受付けた際に、まだ被仕向店に振込通知を発信していないときは依頼人に振込資金を返却するが、すでに振込通知を発信済であるときは、すぐに被仕向店に対して組戻依頼電文を発信する。

正解率 64%

正解 (2)



解説

- (1) 組戻の申出は振込依頼人本人からでなければ受付けることができないので、依頼人が自店の取引先でない場合は、振込金組戻依頼書と振込依頼を受けた際に交付した振込金受取書とを提出していただき、振込金組戻依頼書と振込依頼書の筆跡を照合したり、本人確認書類などを呈示したりしてもらって本人であることを確認する。したがって、(1)は正しい。
- (2) 被仕向店は、振込資金が受取人の貯金口座に入金処理済である場合には、受取人の承諾がなければ勝手に入金取消をすることができない。そのため、受取人に依頼人からの組戻依頼の旨を連絡し、受取人から組戻金額に相当する当座小切手または普通貯金払戻請求書を提出してもらって資金を払出したのち資金返送電文を発信する。したがって、(2)は誤りであり、これが本問の正解である。
- (3) 組戻依頼を受付けた際に、まだ被仕向店に振込通知を発信していないとき

は依頼人に振込資金を返却することができるが、すでに振込通知を発信済であるときは、被仕向店（貯金口座に入金記帳した後は受取人）の承諾が必要であるので、すぐに被仕向店に対して組戻依頼電文を発信する。したがって、(3)は正しい。

代金取立

対象となる証券類

問 30 代金取立の対象となる証券類について、誤っているものを1つ選びなさい。

- (1) 金銭債権の取立に条件が付いていたり、特別の手續を要するもので、手形交換による呈示ができない証券類。
- (2) 手形期日まで相当の期間がある約束手形で、金融機関に期日までの保管、期日管理を委託する証券類。
- (3) 自店参加の手形交換所の手形交換や自店内振替で取立ができる小切手。

正解率 64%

正解 (3)



解説

- (1) 代金取立の対象となる証券類は、代金取立規定において、「手形、小切手、公社債、利札、配当金領収書その他の証券のうち、貯金口座へ直ちに受入れができないものは、代金取立として取扱います」と規定しており、旅館券などのように受付時に金額が確定していないもの、または金銭債権の取立に条

件が付いていたり、特別の手續を要するもので、手形交換による呈示ができない証券類は、貯金口座へ直ちに受入れができないので、代金取立の対象となる。したがって、(1)は正しい。

- (2) 手形期日まで相当の期間がある約束手形で、金融機関に期日までの保管、期日管理を委託する証券類は、貯金口座へ直ちに受入れができないので、代金取立の対象となる。したがって、(2)は正しい。
- (3) 自店参加の手形交換所の手形交換や自店内振替で取立ができる小切手は、直ちに貯金口座へ入金できる証券類であるので、代金取立の対象にならない。したがって、(3)は誤りであり、これが本問の正解である。

集中取立の仕組み

問 31 全国銀行内国為替制度における集中取立の仕組みに関する記述について、誤っているものを1つ選びなさい。

- (1) 委託店は、取立依頼日(発送日)から支払期日までの期間が一定日以上(手形期日の15営業日前が標準)あり、かつ集中取立の対象になる手形を自金融機関の集手センター(委託センター)に送付する。
- (2) 委託センターは、手形期日の7営業日前までに到着するように、同一期日分をまとめて各受託金融機関の集手センター(受託センター)へ送付して取立を委託する。
- (3) 委託店は、手形期日の翌営業日に、依頼人の貯金口座に取立代金を入金するが、取立手形が不渡になる場合もあるので、手形期日の翌営業日中は資金の払出を留保して

おくことになっている。

正解率 46%

正解 (3)



解説

- (1) 集中取立とは、手形類の取立事務を集手センターに集中して一括処理する取立方式をいい、委託店は、取立依頼を受けた手形のうち、取立依頼日(発送日)から支払期日までの期間が一定日以上(手形期日の15営業日前が標準)あり、かつ集中取立の対象になる手形を自金融機関の集手センター(委託センター)に送付する。したがって、(1)は正しい。
- (2) 委託センターは、各委託店から送付された手形を期日別および受託金融機関の集手センター別に区分し保管しておき、手形期日の7営業日前までに到着するように、同一期日分をまとめて各受託金融機関の集手センター(受託センター)へ送付して取立を委託する。したがって、(2)は正しい。
- (3) 集中取立は、代金取立規定において、期日入金手形として取扱っており、委託店は、手形期日に手元の帳票に基づいて依頼人の貯金口座に取立代金を入金する。ただし、取立手形が不渡になる場合もあるので、手形期日の翌営業日中は資金の払出を留保しておく。したがって、(3)は誤りであり、これが本問の正解である。

委託店の取扱い

問 32 代金取立手形にかかる委託店の受付

時の取扱いに関する記述について、誤っているものを1つ選びなさい。

- (1) 代金取立の依頼人は、通常、自店の取引先に限られており、取引先でない者からの取立依頼は原則として受け付けられないので、取引先でない場合は新規に口座を開設してもらったうえで、取立手形を受け付ける。
- (2) 証券類が手形・小切手の場合は、記載要件が具備されているか、また裏書が連続しているかどうかを点検し、受付時に記載要件が漏れているものがあった場合は、依頼人に補充してもらう。
- (3) 点検手続が完了し、取立手数料を受領した後、手数料の領収証とともに代金取立手形預り証または代金取立通帳を依頼人に交付する。この場合、「預り証」「通帳」には印紙を貼り、所定の箇所に押切印を押印する必要がある。

正解率 51%

正解 (1)

解説

- (1) 代金取立の依頼人は、通常、自店の取引先に限られており、取引先でない者からの取立依頼は原則として受け付けられないことになっている。その理由は、取引先でない者は正当な権利者であるかどうかの確認が困難で事故につながりやすいこと、線引小切手は小切手法で取引先でない者から受入れることができないことになっていること、などの理由からである。新規口座開設者は未だ取引先とはいえない。したがって、(1)は誤りで、これが本問の正解である。
- (2) 代金取立規定2条1項では「手形要件、小切手要件の白地はあらかじめ補

充してください。当行は白地を補充する義務を義務を負いません」と規定しているため、証券類が手形・小切手の場合は、記載要件が具備されているか、また裏書が連続しているかどうかを点検し、受付時に振出日等手形の記載要件が漏れているものがあった場合は、依頼人に補充してもらうことが必要である。したがって、(2)は正しい。

- (3) 代金取立預り証(代金取立通帳)は、証券類の点検手続が完了し、取立手数料を受領した後、手数料の領収証とともに依頼人に交付する。この場合、「預り証」「通帳」には印紙を貼り、所定の箇所に押切印を押印する必要がある。したがって、(3)は正しい。

受託店の取扱い

問 33 代金取立手形にかかる受託店の処理

①から③について、正しいものはいくつあるか、(1)から(3)の中から1つ選びなさい。

- ① 受託店が委託店から取立手形類と個別取立手形送達状の送付を受けた場合は、内国為替取扱規則では、「受領した封筒」は、手形期日から起算して7日間必ず保管するよう定めている。
- ② 集中取立の場合は、受託店において手形一件ごとの入金報告をする代わりに、受託センターが期日当日の11時までに集中取立手形総括票の金額で委託センターに付替通知を発信して資金を付替える。
- ③ 集中取立の取立手形が不渡になって、期日の翌営業日の手形交換で不渡手形

が「取引なし」で返還されてきたときは、受託店は、その日の為替通信時間内に委託店あて不渡理由コード [1] を付して不渡通知を発信する。

- (1) 1つ
- (2) 2つ
- (3) 3つ

正解率 30%

正解 (1)

解説

- ① 受託店が委託店から取立手形類と個別取立手形送達状の送付を受けた場合は、内国為替取扱規則では、「受領した封筒」は、入金報告または不渡通知の発信日の翌営業日までは必ず保管するよう定めている。したがって、①は誤りである。
- ② 集中取立の場合は、受託店において手形一件ごとの入金報告をする代わりに、受託センターが期日当日の11時まで集中取立手形総括票の金額で委託センターに付替通知を発信して資金を付替える。なお、集中取立は、期日の翌営業日までは不渡通知を受信する可能性があるため、期日の翌営業日中は資金払戻を留保し、翌々営業日以降に払戻に応じるように注意することが必要である。したがって、②は正しい。
- ③ 集中取立の取立手形が不渡になって、期日の翌営業日の手形交換で不渡手形が「取引なし」で返還されてきたときは、受託店は、その日の為替通信時間内に委託店あて不渡理由コードを付して不渡通知を発信する。「取引なし」の不渡

理由コードは [2] であり、[1] は資金不足である。したがって、③は誤りである。

以上より、正しいものは②の1つであり、(1)が本問の正解である。

○ 雑 為 替

雑 為 替

問 34 系統内国為替取扱規則で定める雑為替の金融機関相互間の資金決済方法である通信種目「付替」または「請求」に関する記述について、正しいものを1つ選びなさい。

- (1) 振込や送金の組戻または取消等の資金決済は、仕向店から被仕向店へ「請求」で行う。
- (2) 集中取立において、集中センター（手形センター）相互間での取立代金の資金決済は、受託センターから委託センターへ「付替」で行う。
- (3) 集中取立の不渡手形の代金の決済は、委託店から受託店へ「付替」で行う。

正解率 38%

正解 (2)

解説

雑為替とは、為替取引そのものではなく、①為替取引によって生じた加盟金融機関相互間の資金決済取引と、②為替取引に付随して生じた加盟金融機関相互間の資金決済取引を総称して雑為替といい、その為替種目には、付替と請求の2つがある。

- (1) 振込や送金の組戻または取消等の資

- 金決済は、被仕向店から仕向店へ「付替」で行う。したがって、(1)は誤りである。
- (2) 集中取立において、集中センター（手形センター）相互間での取立代金の資金決済は、受託センターから委託センターへ「付替」で行う。したがって、(2)は正しく、これが本問の正解である。
- (3) 集中取立の不渡手形の代金の決済は、受託店から委託店へ「請求」で行う。したがって、(3)は誤りである。

● その他決済業務

給与振込等の決済業務

問 35 給与振込等の決済業務に関する記述

- について、誤っているものを1つ選びなさい。
- (1) 国庫金扱いの年金振込は、農林中金の代理人として信連または信漁連が、復代理人として農協または漁協が再委託を受けて国庫金振込事務取扱店舗（国振指定店舗）の年金受給者口座に振込んでいる。
- (2) 民間の給与振込は、被仕向店において振込指定日の午前9時から支払いができるように、指定された受取人の貯金口座に入金しなければならない。
- (3) 公共料金等の口座振替は、貯金者と金融機関および収納機関との間で、それぞれ契約を結ぶことが前提となる。

正解率 78%

正解 (2)

↳ 解説

- (1) 国庫金扱いの年金振込は、農林中金

が日本銀行から国庫金振込事務取扱の委託を受けており、農林中金の代理人として信連または信漁連が、復代理人として農協または漁協が再委託を受けて国庫金振込事務取扱店舗（国振指定店舗）の年金受給者口座に振込んでいる。したがって、(1)は正しい。

- (2) 民間の給与振込は、被仕向店において振込指定日の午前10時（国家公務員の給与振込については営業開始時刻）から支払いができるように、指定された受取人の貯金口座に入金しなければならない。したがって、(2)は誤りであり、これが本問の正解である。

- (3) 公共料金等の口座振替は、金融機関が支払者の貯金口座から支払金を自動的に引落して、収納機関の貯金口座に振替入金することになるので、貯金者と金融機関および収納機関との間で、それぞれ契約を結ぶことが前提となる。したがって、(3)は正しい。

融 資

● 融資業務の基本

融 資 の 5 原 則

問 36 「融資の5原則」(安全性の原則・流動性の原則・収益性の原則・成長性の原則・公共性の原則)の説明のうち、誤っているものを1つ選びなさい。

- (1) 成長性の原則・・・融資にあたって、貸出先の成長や発展に貢献するものか否かを見極めることが必要であるとともに、組合自らも成長していく必要がある。
- (2) 流動性の原則・・・融資担当者は、貸出金を早めに回収するため可能な限り短期での貸出を行う必要がある。
- (3) 公共性の原則・・・金融機関は、単に収益を挙げ融資金の回収を確実に行うだけでなく、営業活動を通じて経済社会や、多くの人々の発展・成長と福祉に貢献するという意味で高い公共性を備えるべき企業体である。

正解率 90%

正解 (2)

→ 解 説

融資業務を担当する者が、常に心がけておくべき「融資の5原則」とは、安全性の原則・流動性の原則・収益性の原則・成長性の原則・公共性の原則をいう。

- (1) 成長性の原則とは、融資にあたって、貸出先の成長や発展に貢献するものか否かを見極めることが必要であるという原則である。融資が組合員と地域社会の発展に貢献し、組合もそれによって成長していくという意識を持って取組むことが大切である。したがって、(1)は正しい。
- (2) 流動性の原則とは、融資金が固定化することなく、当初予定した期間で回転するように運用すべきであるという原則である。融資担当者は、資金の用途や回収計画をよく吟味して、資金需要に適合した無理のない融資期間を設定して、貸出金が確実に回収されるように工夫することが大切である。したがって、(2)は誤りであり、これが本問の正解である。
- (3) 公共性の原則とは、金融機関は、単に収益を挙げ融資金の回収を確実に行うだけでなく、その営業活動を通じて経済社会や、多くの人々の発展・成長と福祉に貢献するという意味で高い公共性を備えるべき企業体であるので、その意識を持って取組む必要があるという原則である。したがって、(3)は正しい。

組 合 融 資 業 務 の 特 色

問 37 組合融資業務の特色に関する記述について、誤っているものを1つ選びなさい。

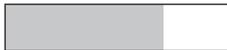
- (1) 組合法では、「組合員の事業又は生活に必要な資金の貸付け」を組合ができる事業の1つとして挙げており、組合の融資業務は、組合の管轄する地域に居住する組合員の事業

や生活に必要な資金を融資することとし、組合員以外の人に対する員外貸付はできない。

- (2) 組合員主体の融資であること、農・水産物の生産・加工・流通事業の経営形態は、個人経営の占める比率が高いことなどから、個人金融の比重が高く、生活資金（消費者ローン系）と個人事業資金の融資の両方を併せ持っているところに組合融資の特徴がある。
- (3) 組合は信用事業だけでなく、販売・購買・共済・利用事業などの業務を兼営しており、他の金融機関は兼営を禁止されているなかで、農協、漁協だけが認められていることから、組合の融資業務は、組合の経済事業などの他部門との関連が深い内容となっている特色がある。

正解率 70%

正解 (1)



↳ 解説

- (1) 組合法では、「組合員の事業又は生活に必要な資金の貸付け」を組合ができる事業の1つとして挙げており、組合の融資業務は、組合の管轄する地域に居住する組合員の事業や生活に必要な資金を融資することを原則としているが、組合員に対する融資を妨げない範囲内で、一定の制限のもとに組合員以外の人に対する員外貸付も認められている。したがって、(1)は誤りであり、これが本問の正解である。
- (2) 組合融資は組合員主体の融資であること、農・水産物の生産・加工・流通事業の経営形態は、個人経営の占める比率が高いこと、生活資金の融資もかなりの比率を占めることなどから、個人金融の比重が高く、生活資金（消費

者ローン系）と個人事業資金の融資の両方を併せ持っているところに組合融資の特徴がある。したがって、(2)は正しい。

- (3) 組合は信用事業だけでなく、販売・購買・共済・利用事業などの業務を兼営しており、他の金融機関は兼営を禁止されているなかで、農協、漁協だけが認められていることから、組合の融資業務は、組合の経済事業などの他部門との関連が深い内容となっている特色がある。したがって、(3)は正しい。

日常業務と法律

問 38 融資業務の日常的な事務処理において留意しなければならない法律知識について、誤っているものを1つ選びなさい。

- (1) 手形割引の依頼、担保手形の持込において約束手形の場合は、手形法上、手形には受取人名など手形要件を記載しなければならず、手形要件の記載のない手形は無効とされるので、手形の受取に際して、手形要件の記載内容の確認は不可欠である。
- (2) 一般に融資契約の法律上の性質は、金銭消費貸借契約といわれ、その契約の成立要件は、民法の消費貸借の規定に定められており、融資実行時の資金交付は、貸出先が希望する任意の貯金口座に振替入金する方法をとる。
- (3) 契約書類や手形、証券・証書類を作成した場合には、その種類や金額に応じて印紙税を納付（書面に貼付）することが、印紙税法に定められており、契約の種類や契約金額によって税額に大きな差異が生じることがあるので注意が必要である。

正解率 60%

正解 (2)

↳ 解説

- (1) 手形割引の依頼、担保手形の持込において、約束手形の場合は手形法上、手形には受取人名など手形要件を記載しなければならず、手形要件の記載のない手形は無効とされ、無効な手形は適法な呈示とはみなされないの、裏書人等に対する遡求権もない。手形の受取に際して、手形要件の記載内容の確認は不可欠である。したがって、(1)は正しい。
- (2) 一般に融資契約の法律上の性質は、金銭消費貸借契約といわれ、その契約の成立要件は、民法の消費貸借の規定に定められており、消費貸借契約の要物性を充たすために、融資実行時の資金交付は貸出先が希望する任意の貯金口座ではなく、原則として貸出先名義の貯金口座に振替入金する方法をとる。したがって、(2)は誤りであり、これが本問の正解である。
- (3) 契約書類や手形、証券・証書類を作成した場合には、その種類や金額に応じて印紙税を納付（書面に貼付）することが、印紙税法に定められており、契約の種類や契約金額によって税額に大きな差異が生じることがあるので注意が必要である。したがって、(3)は正しい。

融 資 の 種 類

問 39 融資の種類に関する記述について、

誤っているものを1つ選びなさい。

- (1) 普通融資（プロパー融資）は、組合員の事業資金から、日常生活で必要とされる生活資金までの広い範囲にわたる資金需要に応えることができ、融資条件については、農協法、水協法において統一的に決められている基本的な融資である。
- (2) 要綱融資は、一定の範囲（全国、各都道府県など）の組合を対象に、融資対象者の資格、資金使途、融資条件などを統一し、融資方法を定型化した「融資要綱」を系統組織として定め、この要綱に基づいて推進する融資である。
- (3) 制度融資は、農業、漁業の保護や振興という国などの政策的要求に基づいて、法令を定めて財政資金の融資や、系統融資への利子助成が行われる融資である。

正解率 42%

正解 (1)

↳ 解説

組合融資には、融資金の原資が、組合の資金か、財政資金であるか、また融資の方法に法令や系統組織の政策目的などによる規制があるかないかなどによって、普通融資、要綱融資、制度融資という分類がある。

- (1) 普通融資（プロパー融資）は、組合員の事業資金から、日常生活で必要とされる生活資金までの広い範囲にわたる資金需要に応えることができ、融資条件については、農協法等の法律ではなく、組合独自の判断に基づいて決められる基本的な融資である。したがって、(1)は誤りであり、これが本問の正解である。

- (2) 要綱融資は、一定の範囲（全国、各都道府県など）の組合を対象に、融資対象者の資格、資金用途、融資条件などを統一し、融資方法を定型化した「融資要綱」を系統組織として定め、この要綱に基づいて推進する融資である。したがって、(2)は正しい。
- (3) 制度融資は、農業、漁業の保護や振興という国などの政策的要求に基づいて、法令を定めて財政資金の融資や、系統融資への利子助成が行われる融資である。したがって、(3)は正しい。

証 書 貸 付

問 40 証書貸付に関する記述について、誤っているものを1つ選びなさい。

- (1) 証書貸付とは、借入者と組合が金銭消費貸借契約証書を締結して行う貸付方式である。
- (2) 不動産担保をとる場合には、第三者対抗要件として抵当権の設定登記が必要となるが、判例や実務では抵当権の設定よりも資金の交付が遅れても、通常の登記手続に要する程度の日数の範囲内であれば、抵当権は有効であるとされている。
- (3) 元金の返済方法として、元利均等償還は元金部分と利息部分の合計額が一定になる返済方法であるが、返済が進むと、返済額に占める元金の割合が低くなる。

正解率 54%

正解 (3)

→ 解 説

- (1) 証書貸付とは、借入者と組合が金銭消費貸借契約証書（借用証書）という

契約書を締結して行う貸付方式である。したがって、(1)は正しい。

- (2) 証書貸付の法律的な性質は、金銭消費貸借契約とされており、金銭の受渡しがなければ契約が成立したことにならない。不動産担保をとる場合には、第三者対抗要件として抵当権の設定登記が必要となるが、実務上は抵当権設定登記に記載された契約の日付よりも資金交付が遅れることになる。判例や実務では抵当権の設定よりも資金の交付が遅れても、通常の登記手続に要する程度の日数の範囲内であれば、抵当権は有効であるとされている。したがって、(2)は正しい。
- (3) 元金の返済方法は、原則として元利金等償還または元金均等償還により取り扱う。元利均等償還は元金部分と利息部分の合計額が一定になる返済方法であるが、返済が進むと、返済額に占める元金の割合が高くなる。したがって、(3)は誤りであり、これが本問の正解である。

手 形 貸 付

問 41 手形貸付に関する記述①から③について、正しいものはいくつあるか、(1)から(3)の中から1つ選びなさい。

- ① 手形貸付は、組合を受取人とし、借入金額を手形金額とする約束手形を借入者が振り出して組合に差入れる形をとる融資方式である。
- ② 借入手続が証書貸付より簡単で、印紙税が証書に比べて安いという利点が

手 形 割 引

ある。

- ③ 手形貸付で組合が手形を受取ると、組合は金銭消費貸借に基づく貸付債権と手形債権の2種類の債権を持つことになるが、訴訟においては、手形債権の行使しか認められていない。

- (1) 1つ
(2) 2つ
(3) 3つ

正解率 53%

正解 (2)



↳ 解 説

- ① 手形貸付は、組合を受取人とし、借入金額を手形金額とする約束手形を借入者が振り出して組合に差入れる形をとる融資方式である。したがって、①は正しい。
- ② 手形貸付の利点の1つに、借入手続が証書貸付より簡単で、印紙税が証書に比べて安いという点がある。したがって、②は正しい。
- ③ 手形貸付で組合が手形を受取ると、組合は金銭消費貸借に基づく貸付債権と手形債権の2種類の債権を持つことになるが、基本取引約定書には、組合は「手形または貸金債権のいずれによっても請求することができる」旨を明記しており、判例などでも認められている。なお、2つの債権は同じ目的のために存在しているので、一方が弁済により消滅すれば他方も同時に消滅することになる。したがって、③は誤りである。

以上より、正しいものは①と②の2つであり、(2)が本問の正解である。

問 42) 手形割引に関する記述について、誤っているものを1つ選びなさい。

- (1) 手形割引とは、組合員が商業行為の代金として受取った約束手形や為替手形を組合に持ち込んで買取りを依頼し、組合が手形金額から支払期日までの利息相当額を差し引いて、買取る取引をいう。
- (2) 手形割引の法的性質は、組合員が割引手形を組合に割引依頼し、組合が承諾することによって成立する委任契約である。
- (3) 割引実行時は、割引依頼人の支払能力や、融通手形の排除として、割引依頼人と振出人、直前の裏書人との関係を精査することが必要である。

正解率 52%

正解 (2)



↳ 解 説

- (1) 手形割引とは、組合員が従事する様々な商業行為（商品の販売やサービスの提供など）の代金として受取った約束手形や為替手形を組合に持ち込んで買取りを依頼し、組合が手形金額から支払期日までの利息相当額を差し引いて、買取る取引をいう。したがって、(1)は正しい。
- (2) 手形割引の法的性質は、一般には手形の売買とされている。万一、割引手形が不渡りになったら組合は資金を回収できなくなるので、基本約定書に割引手形の買戻について規定化している。割引手形が不渡りになった場合は、組合は割引依頼人にその手形を買戻すことを請求できる買戻請求権があるので、

手形割引の法的性質を買戻特約付きの手形売買ということもある。したがって、(2)は誤りであり、これが本問の正解である。

- (3) 割引実行時は、割引依頼人の支払能力や、手形要件に不備はないか、裏書は連続しているか、割引依頼人の裏書はあるかなどを点検する。また、融通手形の排除として、割引依頼人と振出人、直前の裏書人との関係を精査することが必要である。したがって、(3)は正しい。

系統の統一ローン

問 43 系統の統一ローンに関する記述について、誤っているものを1つ選びなさい。

- (1) 系統の統一ローンには、JA 統一ローンと漁協統一ローンがあり、漁協統一ローンについては、JA 統一ローンの取扱基準に沿った商品であることから、貸出金額、貸出期間などは、ほぼ同一の取扱いである。
- (2) JA 統一ローンは、全国標準融資要綱を基準として、各都道府県の信連が中心になり、県内の融資要綱や事務取扱要領、約定書様式などを作成し、各JAはそれらに従って取扱いをしている。
- (3) 漁協統一ローンは、組合員を対象とする漁業信用基金協会の保証によるローンと、主に員外者用に開発された信販会社の(株)ジャックスの保証によるローンがある。

正解率 49%

正解 (1)

↳ **解説**

- (1) 系統の統一ローンには、JA 統一ロー

ンと漁協統一ローンがある。漁協統一ローンは、JA 統一ローンの取扱基準に沿った商品ではなく、全国または同一県内の漁協が同一の基準で、簡便な手続により融資できるように考案された商品であり、JA 統一ローンとはローンの種類や貸出金額、貸出期間もそれぞれ異なっている。したがって、(1)は誤りであり、これが本問の正解である。

- (2) JA 統一ローンは、全国標準融資要綱を基準として、各都道府県の信連が中心になり、県内の融資要綱や事務取扱要領、約定書様式などを作成し、各JAはそれらに従って取扱いをしている。よって、全国各地のJAでほぼ同様の条件で取り扱われている。したがって、(2)は正しい。
- (3) 漁協統一ローンは、組合員を対象とする漁業信用基金協会の保証によるローンと、主に員外者用に開発された信販会社の(株)ジャックスの保証によるローンがある。したがって、(3)は正しい。

農(漁)業近代化資金

問 44 農(漁)業近代化資金に関する記述について、誤っているものを1つ選びなさい。

- (1) 農業近代化資金制度は、農協の系統資金を活用し、農業の資本装備の高度化と経営の近代化を図ることを目的として創設されたもので、漁業関係については、同じ主旨から漁業近代化資金助成法が制定され、漁業近代化資金制度が創設されている。

- (2) この資金の融資機関としては、農（漁）協のほかに、銀行等も認められており、融資実績としては、銀行等の組合員に対する融資攻勢が強く、系統金融機関とほぼ同等の実績となっている。
- (3) 融資にあたっては、貸出金利と基準金利の差に対して、国と都道府県から2分の1ずつの利子補給が行われる。

正解率 69%

正解 (2)

↳ 解説

- (1) 農業近代化資金制度は、農協の系統資金を活用し、農業の資本装備の高度化と経営の近代化を図ることを目的として創設されたものである。漁業関係については、同じ主旨から漁業近代化資金助成法が制定され、漁業近代化資金制度が創設されている。したがって、(1)は正しい。
- (2) 農（漁）業近代化資金の融資機関としては、農（漁）協のほかに、銀行等も認められているが、銀行等の組合員に対する融資実績は極めて少なく、融資実績としてはほとんどが系統金融機関となっている。したがって、(2)が誤りであり、これが本問の正解である。
- (3) 農（漁）業近代化資金の融資にあたっては、貸出金利と基準金利の差に対して、国と都道府県から2分の1ずつの利子補給が行われる。したがって、(3)は正しい。

● 融資事務の基本

融資申込の受付

問 45 融資申込受付時の借入希望者との面談による聴き取り調査に関する記述について、誤っているものを1つ選びなさい。

- (1) 借入希望者の資格・行為能力として、組合員資格、員外貸出先としての要件などを聴き取る。
- (2) 借入希望者の概要として、本籍地、住所、氏名、電話番号、年収、借入状況、信教などを聴き取る。
- (3) 借入希望内容として、資金使途、金額、所要期間、償還方法、担保・保証の提供可否などを聴き取る。

正解率 70%

正解 (2)

↳ 解説

融資申込の受付は、借入希望者との面談による聴き取り調査と借入申込の正式受理という段階を経て行う。面談調査で聴取する内容は3つある。

- (1) 面談調査で聴取する内容の1つ目は、借入希望者の資格・行為能力として、組合員資格、員外貸出先としての要件などである。したがって、(1)は正しい。
- (2) 面談調査で聴取する内容の2つ目は、借り入れ希望者の概要として、住所、氏名、電話番号、勤務先、年収、家族構成、借入状況などである。この際、本籍地、信教は個人情報保護法で取得を禁止されている機微情報であることに注意する。したがって、(2)は誤りで

あり、これが本問の正解である。

- (3) 面談調査で聴取する内容の3つ目は、借り入れ希望内容として、資金使途、金額、所要期間、償還方法、担保・保証の提供可否などである。したがって、(3)は正しい。

個人信用情報の照会方法

問 46 融資申込受付時における個人信用情報の照会に関する記述について、誤っているものを1つ選びなさい。

- (1) 借入申込者が個人の場合に、他の金融機関からの借入状況を個人信用情報機関に照会し、与信判断の参考として利用している。
- (2) 個人信用情報機関に照会する場合は、必ず、事前に申込者本人の同意を得たうえで行わなければならない、借入申込書に同意文言が記されていない場合には、別の書面上に同意を得てから行う。
- (3) 融資申込を謝絶する場合は、照会によって得た回答内容を申込者本人に丁寧に説明しなければならないが、第三者にその内容を知らせることは禁じられている。

正解率 39%

正解 (3)

↳ 解説

- (1) 借入申込時は借入申込者の信用調査を行う。借入申込者が個人の場合に、他の金融機関からの借入状況について、組合が契約している個人信用情報機関（銀行系、消費者金融系、信販会社系など）に照会し、与信判断の参考として利用している。したがって、(1)は正しい。
- (2) 個人信用情報機関に照会する場合は、

必ず、事前に申込者本人の同意を得たうえで行わなければならない、借入申込書に同意文言が記されていない場合には、別の書面上に同意（申込者本人の署名・捺印を要する）を得てから行う。したがって、(2)は正しい。

- (3) 融資申込を謝絶する場合は、照会によって得た回答は申込者本人や第三者にその内容を知らせることは禁じられている。したがって、(3)は誤りであり、これが本問の正解である。

信用調査

問 47 借入申込者の審査における信用調査に関する記述について、誤っているものを1つ選びなさい。

- (1) 信用調査の要点は、借入申込者の実態を把握し、返済意思と返済能力を確認し、事業資金の申込の場合には、事業の収益性と財務体質を把握することである。
- (2) 返済能力については、相手方の将来の「収益力」と、現在保有している資産の「担保力」によって判断するが、担保力は相手方が現在保有している不動産と貯金の資産がどのくらいあるかによって判断する。
- (3) 申込者の実態把握とは、相手方の人物、収入、財産についてできる限り正確にとらえ、相手を十分に理解することである。

正解率 71%

正解 (2)

↳ 解説

- (1) 信用調査の要点は、借入申込者の実態を把握し、返済意思と返済能力を確認し、事業資金の申込の場合には、事

業の収益性と財務体質を把握することである。したがって、(1)は正しい。

- (2) 返済能力については、相手方の将来の「収益力」と、現在保有している資産の「担保力」によって判断するが、担保力は相手方が現在保有している不動産や金融資産のみならず借入金など負債がどのくらいあるか把握する。純資産額(資産－負債)が債務超過(資産<負債)の場合には、返済能力はないことになる。したがって、(2)は誤りであり、これが本問の正解である。
- (3) 申込者の実態把握とは、相手方の人物(人柄、性格、健康状態、経営手腕など)、収入(所得)、財産(資産・負債の保有状況など)についてできる限り正確にとらえ、相手を十分に理解することである。したがって、(3)は正しい。

融資金の消滅時効

問 48 融資金の消滅時効に関する記述①から③について、正しいものはいくつあるか、(1)から(3)の中から1つ選びなさい。

- ① 民事債権の消滅時効は10年、商事債権は5年で消滅時効となる。
- ② 手形債権のうち、手形所持人の振出人または引受人に対する請求権は、手形の満期日から3年で時効にかかる。
- ③ 時効の進行を中断させる手段としては、a. 請求、b. 差押、仮差押、または仮処分、c. 承認の3種があり、a. の請求は、債務者に督促状を送付すれば時効が中断される。

- (1) 1つ
(2) 2つ
(3) 3つ

正解率 41%

正解 (2)

解説

融資金の延滞が長期にわたって継続している場合には、融資金の消滅時効に注意しなければならない。

- ① 民事債権の消滅時効は10年、商事債権は5年で消滅時効となる。融資先が給与所得者などの個人の場合は10年、会社や商人に当たる場合は5年ということになる。したがって、①は正しい。
- ② 手形債権のうち、手形所持人の振出人または引受人に対する請求権は、手形の満期日から3年で時効にかかる(手形法70条1項および77条1項8号)。したがって、②は正しい。
- ③ 時効の進行を中断させる手段としては、a. 請求、b. 差押、仮差押、または仮処分、c. 承認の3種があり、請求は、裁判上の訴えの提起や、催告、支払督促などの裁判手続をいい、単に債務者に督促状を送りつけただけでは、裁判上の請求手続に該当しない。したがって、③は誤りである。

以上より、正しいものは①と②の2つであり、(2)が本問の正解である。

期限の利益

問 49 期限の利益に関する記述について、誤っているものを1つ選びなさい。

- (1) 期限の利益は、民法では「期限は債務者

連 帯 保 証

の利益の為に定めたものと推定する」と規定しており、期限の利益は借主にある。

- (2) 債務者は原則として約定の期限が到来しない限り、弁済を迫られたり、相殺・担保権の実行・強制執行を受けることはない。
- (3) 民法では、債務者が破産手続開始決定を受けても期限未到来の融資の弁済を迫られることはない。

正解率 62%

正解 (3)

↳ 解 説

- (1) 期限の利益とは、期限が存在すること、始期または終期が到来しないことによって、当事者が受ける利益のことをいい、民法では「期限は債務者の利益の為に定めたものと推定する」（民法136条1項）と規定しており、期限の利益は借主にある。したがって、(1)は正しい。
- (2) 期限の利益は借主にあるので、債務者は原則として約定の期限が到来しない限り、弁済を迫られたり、相殺・担保権の実行・強制執行を受けたりすることはない。したがって、(2)は正しい。
- (3) 期限の利益は、①債務者が破産手続開始決定を受けたとき、②担保を滅失または減少させたとき、③担保を提供する義務を負いながらこれを提供しないとき、の3つの事由が生じたときには、期限の利益を主張できないと定められている（民法137条）。したがって、(3)は誤りであり、これが本問の正解である。

問 50 連帯保証に関する記述について、誤っているものを1つ選びなさい。

- (1) 連帯保証は、普通保証の場合と違い「補充性」と「分別の利益」を持った保証である。
- (2) 複数の連帯保証人がいる場合には、債権者はどの連帯保証人にも延滞債権の全額を請求することができる。
- (3) 企業へ融資する際に個人を保証人とする場合には、「経営者以外の第三者の個人連帯保証を求めないことを原則とする融資慣行を確立する。」ことが求められている。

正解率 39%

正解 (1)

↳ 解 説

- (1) 連帯保証は、普通保証の場合と違い「補充性」と「分別の利益」を持たない保証である。補充性とは、主たる債務者が債務を履行しない場合には、はじめてその債務を履行すればよいという性質をいい、債権者が保証人に債務の履行を請求したときは、保証人は、まず主たる債務者に催告をすべき旨を請求することができるという「催告の抗弁権」（民法452条）があるが、連帯保証にはない。分別の利益とは、複数人の保証人が存在する場合、各保証人は債務額を全保証人に均分した部分（負担部分）についてのみ保証すれば足りるという性質をいうが、連帯保証にはない。したがって、(1)は誤りであり、これが本問の正解である。
- (2) 複数の連帯保証人がいる場合には、連帯保証には分別の利益がないので、

債権者はどの連帯保証人にも延滞債権の全額を請求することができ、連帯保証人はそれに対して異議を申し立てることはできない。したがって、(2)は正しい。

- (3) 企業へ融資する際に個人を保証人とする場合には、「経営者以外の第三者の個人連帯保証を求めないことを原則とする融資慣行を確立する。」という政策趣旨に鑑み、組合の方針に従って適切に対処する必要がある。経営に実質的に関与していない第三者との間で保証契約を締結する場合には、そのような第三者に保証を求めること自体に批判があることを踏まえ、当該第三者と保証契約を締結する客観的合理的理由が求められている（系統金融機関向けの総合的な監督指針：Ⅱ－３－２－１ 与信取引）。したがって、(3)は正しい。

正解番号一覧表

問題番号	正解番号								
1	2	11	1	21	3	31	3	41	2
2	1	12	2	22	1	32	1	42	2
3	3	13	2	23	1	33	1	43	1
4	3	14	3	24	2	34	2	44	2
5	2	15	3	25	1	35	2	45	2
6	3	16	2	26	3	36	2	46	3
7	1	17	3	27	3	37	1	47	2
8	2	18	1	28	1	38	2	48	2
9	3	19	3	29	2	39	1	49	3
10	3	20	1	30	3	40	3	50	1